

Chapter 5

知事記者会見録

知事記者会見録

鳥取県公式ホームページ「とりネット」から、鳥取県西部地震に関する鳥取県知事の記者会見の記録を転載しました。(県広報課による補記後の内容としています。)

記者会見収録リスト

133 平成12年10月13日(金)

地震発生から一週間経過して / 防災対策の成果について / 国への支援要請について / 復興に向けた体制づくりについて / 初動体制について / 災害対策本部の体制について / 市町村への県職員派遣について / 今後の現地入りについて / 風評被害について / 他県の被害について / 高齢者への対応について / 臨時県議会の招集について / ボランティアと行政の連携について / 今回の経験をふまえた反省点等について / 今後の復旧の柱について / 兵庫県職員等からのアドバイスについて

136 平成12年10月17日(火)

検討中の住宅関係施策について

139 平成12年10月23日(月)

災害対策について / 来年度予算について / 風評被害対策について / 11月補正予算について / 復興のポイントについて / 今回の震災対策の問題点等について

142 平成12年10月30日(月)

災害復旧本部について / 国への緊急要望について / 住宅復興支援策について

平成12年11月13日(月)

自民党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議について

平成12年11月20日(月)

12月補正予算での震災対策経費について

143 平成12年11月30日(木)

鳥取県西部地震による住宅の液状化被害等に対する助成について

平成12年12月25日(月)

被災地視察等について

平成12年12月28日(木)

一年を振り返って / 震災復興支援の効果について

144 平成13年1月4日(木)

新年の課題と取り組み / 震災復興の課題について

平成13年1月9日(火)

鳥取県西部地震被害に係る査定状況等について

平成13年1月16日(火)

防災対策等について

145 平成13年1月29日(月)

住宅復興補助金に関する来年度予算について

平成13年2月7日(水)

震災フォーラムについて

148 平成13年2月19日(月)

鳥取県住宅再建支援基金(仮称)について / 大沢川暗きょ排水路周辺被害の支援策について

149 平成13年4月2日(月)

住宅再建支援基金について

150 平成13年4月9日(月)

被災地視察について

平成13年5月14日(月)

被災者支援を求める新たな動きについて

平成13年6月13日(水)

被害者住宅再建支援基金について

平成13年7月30日(月)

被災地視察結果について

平成13年10月1日(月)

鳥取県西部地震の復興状況と課題について / 鳥取県被災者住宅再建支援基金と全国知事会案との調整について / 鳥取県被災者住宅再建支援基金制度について / 住宅の耐震構造化に対する支援について

152 平成14年9月17日(火)

鳥取県西部地震の復興状況と今後の課題について

153 平成16年1月29日(木)

住宅再建基金について

155 平成16年2月2日(月)

住宅再建基金について

156 平成16年11月22日(月)

災害復興支援のあり方について

平成12年10月13日(金)

地震発生から一週間経過して

【記者】 地震から1週間経過したわけですが、被災地では復興に向けた動きが始めてきたということで、片山知事として、今回の地震の被害状況についてどうご覧になっていらっしゃるのか、また、今後の復興対策にどう取り組んでいくのか、まずその辺からお伺いします。

【知事】 このたびは本当に突然の大地震に見舞われました。ただ、おかげさまで死者が1人も出なかったというのが本当にありがたいことだったと思います。不幸中の幸いだったと思います。

もちろんしかし、公共施設、企業、人家に多大の被害が出ておまして、特に長年住んでこられた家が被害を受けられたかたがた、非常に危険な家になっている、倒壊をしたとかたも随分おられます、そのかたがたが今でも避難をされているわけでありまして、一日も早く復興しなければいけない、今こう考えて一生懸命取り組んでいるところでもあります。

特に1週間たちまして、当初の応急の手当てが大体終わりました、これからは本格的な復興に向けての作業が始まると思いますし、被災、被害を受けた住民のかたがたも生活再建に向けての取り組みが始まるだろうと思いますので、県としては市町村とよく連絡をとりながら、災害復旧に全力を挙げることももちろんでありますし、災害を受けた住民の皆さんの生活再建に支援をする、その取り組みも全力を挙げたいと思っております。

防災対策の成果について

【記者】 知事就任以来、防災対策をいろいろされてきた訳ですが、今回の地震で、その防災対策の成果がどういうふうにあられたかという点と、あと今回の地震で明らかになった反省点についてはいかがでしょうか。

【知事】 私は、去年の4月の鳥取県知事選挙に立候補するに当たりまして、大きな公約の一つに防災対策、安全対策というものを掲げました。私も自治体の長になるべく選挙に出たわけですが、やはり自治体というのはいろんな仕事がありますけれども、究極的には、こういう災害があったときにいかに住民の皆さんの生命・身体の安全を守るかということが一番基本だろうと思うのです。そのことを地方自治体の関係者は忘れてはいけないと思うのです。そういう意味で私も公約の1つに上げたわけですが、

当選しましてから、昨年就任しましてから、まず防災組織を強化しようということで、防災監という防災のことを専門的に考えてくれる、そういう幹部職を作りまして、組織も強化をいたしました。その防災監のもとで、いざというときの訓練といいますが、これもやってまいりました。それが今回は随分生きたと思えます。

その一環として、私を含めまして幹部で一つ一つ災害のときのマニュアルを点検をしました。そうしますと、本当にマニュアルにはきれいに書いてあるけれども、現場ではまず動かない、機能しないという部分も随所にありましたので、それら一つ一つ点検をして見直しをいたしました。このプロセスが、私を含めて幹部の関係者にとって今回の取り組みに大変役に立ったと私は思います。

それから、特にこれは県として初めてなんですけれども、今年の7月31日でありますけれども、

米子市で防災訓練をやったのです。今にして思えば本当に偶然といえますが、恐ろしいほど当たったのですけれども、マグニチュード7.2、震度6強の地震が鳥取県西部で発生をしたという想定のもとに7月末に防災訓練を行いました、そのときには米子市とか自衛隊、西部消防局の皆さん、その他関係機関の皆さんと一緒にやってやったのですけれども、それも一つ一つ、災害がもし起こった場合の我々の取り組むことについて点検をしたわけでありまして。そのことが今回、本当に実際に被害が、地震が起こったときに随分役に立ちました。これは米子市の森田市長も先般そのようにおっしゃっておられましたけれども、やはり普段からこういう訓練、しかも頭の中だけの訓練ではなくて、一つ一つ我が事として点検しながら行う訓練ということの重要性をしみじみと痛感した次第です。

もちろん反省点もいろいろあります。それは例えば、今から思えば当たり前のことだと思えるのですけれども、実際に起こってみるまではわからなかったのですが、例えば防水シートです。地震が起こって瓦が屋根からはがれ落ちる。そうすると、雨が降ると水がしみ込むわけ、それを防ぐためには防水シートが要するという事は、本当は冷静に考えたらわかるのですけれども、そういうものの備蓄をしておりませんでした。兵庫県の方では、阪神・淡路大震災の教訓で防水シートの備蓄をしておられました。こういう点は、備蓄も含めていろんな準備をしておったのですけれども、1つの見落としでした。

それから、このたびの復興対策が一段落しましたら市町村にまたお願いしたいと思うのですが、私の考えとしては、県の方を去年から防災組織を充実するという点で、本当に危機管理とか防災のことを専門に考える幹部を設置して対策を講じてきたのですが、その次に市町村、特に町村においても防災危機管理の専門家といいますが、幹部を置いていただきたいということ、かねて願っておりました、そこまですぐ手が回る余裕がないまま今回の地震になったものですから、ぜひ今後は、市町村、特に町村ですが、防災のことを専門に考える管理職を置いていただきたいということをお願いしたいと思っております。

国への支援要請について

【記者】 復興策ですけれども、国に要望しなければいけないこと、それと県独自でできるものがあると思うのですが、まず国にどのような形でどのような要望をしていくのかということ、県独自でやるにしても、基本的な考え方として、知事は一人一人に着目というお話をされましたが、どのようなスタンスでやっていくのか、その点をお願いします。

【知事】 国には本当に全面的な支援をお願いしたいと思っております。幸いなことに、地震が起きました直後に、私も政府の窓口であります消防庁長官に直接電話をしまして、そのときまでに把握をしていた被害の状況なんかを連絡をいたしました。それで、その後の応援についてもお願いしたわけですが、その直後に森総理大臣から私の方に電話がありまして、政府としても万全の応援をするので、災害復興に全力を挙げてほしいという激励の電話がありました。それから、翌日に扇国土庁長官、防災の担当大臣ですけれども、この扇大臣を長とする政府の調査団が来られました、現地を見ていただいて、その上で、今回の震災に対して政府として、国土庁として全力を挙げて支援をしますということをおっしゃっていただいておりますので、まず大丈夫だろうと思っておりますが、

私も改めて来週上京しまして、当面の現状と、それから政府に緊急をお願いをしなければいけないことを説明してこうと思っております。

いろんなことがあります、例えば激甚災害の指定、これは局地激甚災害というもの、それから本激というんですけれども、全国にまたがる激甚災害というのがありますが、いずれにしても激甚災害法の適用を受けたいということ。これを受けますと、復興に当たっての国庫補助率が非常に高くなるというよう有利な点がありますから、それをぜひお願いしたいということ。

それから、公共施設の復旧、学校の復旧、それから溝口町なんかは役場の再建、建てかえというものもあるわけで、もろもろの復旧に対して政府の方の手厚い支援をお願いしたいということです。それから、避難をされているかたがたのお世話とか、今回の震災直後のいろんなことで、県も市町村も随分とお金を使っておりますので、そういう点についてもぜひ、これは特別交付税ということになりますけれども、政府の方から手厚い支援をお願いしたい。そういう点について説明したいと思っております。

それから、これは今々解決できるかどうかわかりませんが、今回実際に鳥取県の中で震災を受けまして、国の方でもいろんな制度があるので、実際にその制度を適用しようとする、ちょっと実情に合わないという面もあるので、確かによくできた制度ではあるのですが、実際にその制度を適用しようすると、いろんな不都合な面とかアンバランスが出てくるという面がありまして、それは今回直していただければいいですが、もしだめな場合でも、ぜひ他県とか、これから災害が起こることが当然予想されますから、そういうときまでには直していただくような、そんなお願いもしたいと思っております。

例えば神戸の震災の後できました被災者の再建のための支援で、最高100万円まで出るという制度(被災者生活再建支援制度)があるのですけれども、これも1つの町村で10戸以上全壊でないという適用にならない、9戸までだったら一切適用がないという、そういう制度になっているのです。これは、そういう制度で作られたのではないとは思いますが、しかし、実際に現場でそれを適用しようすると、ある町では全壊になった家屋が10戸あったからみんな適用になります。ところが、隣町では10戸に満たない、例えば3戸とか5戸とか9戸とか、そういう場合にはだれも適用にならないという、同じような被害に遭いながら、単純な制度の割り切りでもって、片や適用を受けたり適用を受けなかったりということ、これはなかなか納得できないことでありまして、やはり矛盾を感じます。ですから、こういうのはぜひ直していただきたいと思っております。

幸い今回の場合には、鳥取県全体で100戸を超える全壊がありましたので、それは別の観点からどこの市町村でも適用があるというふうになりましたから、幸か不幸か全壊の家屋が多かったものから、結果的にはそういう矛盾は起こらなくなりましたけれども、これからもそういうことはあり得ると思っております。

私は今回、仮に鳥取県全部が適用にならない場合、例えば数か町村だけが適用になって、同じような被害を受けた家屋があるのにほかの市町村で適用にならないというケースには、県単独でもすべて適用することも考えていました。しかし、結果的にはすべて国の制度で賄えるようになりますので、それはそれで事なきを得たのですけれども、将来のためを思えば制度は改正した方がいいと、そういうことも含めて政府の方をお願いをしたいと思います。

復興に向けた体制づくりについて

【記者】復興ということについて、個別の縦割りでなくて、総合的な観点から対策が必要になるかと思うのですが、ただ、そういった担当課というか、長い目で見てですね…。

【知事】復興のですか。これは必要なら作ろうと思えます。これから復興計画といいますが、復興のメニューというのが出てきますから、今の県庁の部局で、例えば道路とか河川とか、学校でしたら教育委員会とか、農地ですと農林水産部とか、そういうところで基本的には対応することになりますけれども、横断的な、縦割りでは処理できないというような、そういう点があれば、臨機応変に組織は作りしたいと思います。

ある意味では、今鳥取県災害対策本部を作っていますから、その直轄のような、そういう事務局的なことを作ることもあり得ると思えます。これは、復興計画の内容次第だと思えます。

今回、地震が起きてから直ちに鳥取県災害対策本部を作って、私を含めて幹部がすべて同じ部屋でこの1週間仕事をやってきたわけですが、その経験からしますと、やはり縦割りではなくて、本当に幹部が一堂に会して大事なことはその場で決めていくということが、随分効果的だったと思うのです。ですから、これからの復興についても、そういう視点をぜひ取り入れていきたいと思っています。

初動体制について

【記者】実際に地震があって、その後すぐに「鳥取県災害」対策本部を作られて、それからすぐにまた機能するまでにちょっと時間がありましたけれども、その辺の段取りについては、評価はどのようになさいますか。

【知事】私は、まずまずうまくいったと思っています。もちろん私自身も含めて最初本当にみんな戸惑いました。地震が起きましたので。でも、かねて練習といいますが訓練をしていたとおり、ほぼ自動的にみんな参集をしまして、そこから作業が始まったわけでありまして、もちろん最初の1～2時間というのはやはりあわてたり、そういうことはありましたけれども、比較的早い時間から軌道に乗ったと思っています。

情報収集も、今回、午後1時半に地震があったので、私は午後2時ごろここに来たのですけれども、その時点で既にもう防災ヘリからヘリテレといいますが、映像が映し出されていて、特に火事がないかというのが一番関心があったものですから、心配だったものですから、上空からずっと偵察をして、その映像をみんなで見て、米子で1軒煙が出ていて、これは本当に心配だったので、これも火事とは言えないようなもので、すぐ鎮火しましたので、そういう情報もすぐ手に入るようになってきましたし、それから、市町村との連絡というものを当初からやりまして、市町村からの、市町村が今の時点で把握している被害状況というのわかりましたし、それから、あと自衛隊との連携も、災害が、地震が起こって直ちに自衛隊との連携もとりました。自衛隊からも、地方連絡部の部長が私どもの災害対策本部に詰めていただきまして、そこで自衛隊の持っている情報ももらいますし、それから、午後2時過ぎに自衛隊に出動要請をしたわけですが、この際も自衛隊と事前によく連携もとれましたので、その辺は大変ありがたかったと思っています。

政府の対応も非常に早かったと思えます。さっき言いましたように、森総理から私の方に電話が

ありまして、私も直ちに被害があった市町村長さんには直接電話をしまして、私自身で被害を聞くとともに森総理の言葉も伝えました。

災害対策本部の体制について

【記者】鳥取県災害対策本部ですけれども、現在も部長級職員がほぼ常時詰めている状態、これはいつまで続けるのでしょうか。

【知事】これはやはり今後の余震の状況、それから、今まだそれでも400名近い方が避難生活を送られているわけで、このかたがたの生活の安定化といえますか、めどが立つ、そういう点がポイントになるだろうと思います。

むしろ、皆さん災害対策本部の部屋におられてお気づきになると思うのですが、これから結構難しい問題が出てくるのです。やはり生活の再建とか住宅の再建とか、被害に遭われた住民の皆さんの復興へ向けての歩みが始まるとともに、さまざまな問題が出てまいりますので、それを市町村でまず受けとめていただくわけですが、当然県も一緒に協力をしながら努力しなければいけませんので、そういう意味では、地震があって1週間たつて余震もほぼおさまったといっても、仕事はむしろ増えるという面があるのだろうと思います。その辺の様子を見ながら、災害対策本部のあり方は考えていきたいと思っています。

【記者】本部の方に鳥取県警察本部長の姿がなかなか見えないようですが、県警との連絡というのはどのような形になっているのでしょうか。

【知事】警察は別途、災害対策本部というのですか、県警本部で作っております、そちらで警察の方の指揮をされているので、こちらには本部長は来ていません。ただ、警察からも常時職員が詰めておりますので、必要な連絡はこの職員を通じてやるようにしています。

【記者】本部長が来られるような必要性は。

【知事】ないと思えます。

市町村への県職員派遣について

【記者】今、市町村にかなり県職員を派遣していますね。これも事情によってはかなり長期化するということか…。

【知事】ええ、これも市町村の要請の具合によって決めていくのですけれども、これから応急対策が仮に収束をしますと、今度は本格的な復興が始まりますから、そうしますと土木とか農林の技術職員を中心にして、ある程度長期的に派遣をする必要があるだろうと思います。

これは、災害があったときの災害相互応援協定といいますが、災害のときには相互に応援するということが地方自治法にもありまして、そういう規定に基づいて長期派遣の道がありますので、そういう派遣になると思えますけれども、これは1年とか2年とか、そういう長期間の派遣がこれからあるかと思えます。今はとりあえず、そのときの市町村の要請によって、またある程度県の考え方によって派遣しているのですけれども。

今後の現地入りについて

【記者】知事が今後現地に行かれる予定は。

【知事】あります。今予定を詰めてもらっていますが、明日被災した町村を回ろうと思っています。2回目になりますけれども、当初7日から7、8、9と毎日往復しまして、被災されたすべての市町村を回りました。自分の目で見て、まずやはり私が一番気になりましたのは、それぞれ市役所とか町村の役場がどうであるか。役場がどうであるかというのは建物ということではなくて、体制とか活動状況というのが気になるものですから、そこにまず行きまして、それから、それぞれの市町村の被害の大きいようなところを視察をしたわけですが、これは私にとって非常によかったと思っています。特に県の応援体制を考える場合に、どこに重点的に応援をすればいいのかというのは、自分の目で見ていましたので、ある程度確かな判断ができたと思っています。

今日まで、まだだんだん復旧作業とか応急作業が進んできましたので、今日時点でどうかというのをもう1回また見て、そして市町村長さんの生の声を聞いてきたいと思っています。

県からも、いろんなルートで市町村の方に必要な物心両面、人的支援というものをしております、そのことを遠慮なくおっしゃってくださいという話をいろんなルートでやるのですけれども、やはり市町村の本当の要請というのがなかなかスムーズに出てこなかったということもありますし、遠慮されているという面もあるものですから、直接行って市町村長さんに話しますとその点が出てきますので、行ってみたいと思っています。

先日、補正予算と関連して、市町村に対する融資制度なんかも決めましたけれども、あれも実は市町村を回ってまして、市町村長さんから出た意見を予算化したのですけれども、そういう直接生の声を聞くということが、これからも必要だろうと思います。

風評被害について

【記者】観光の問題ですけれども、ほとんど被害のない観光地も、かなり観光客が減ってきている状況があって、業者さんが大分悲鳴を上げているということですが、それについて県として何か。

【知事】今日も東京から防災関係のかたが来られて、そのかたに聞きますと、東京から見ると、鳥取県西部地震といっても、東部も西部も東京から見るとよくわからない人が多いですから、鳥取市を含めて全県的に大きなダメージを受けているのではないかというふうに誤解されているかたが多いのです。

鳥根県でも、今日新聞に出ていましたけれども、出雲大社の境港の分院が被害を受けたら、出雲大社の本体が被害を受けたのではないかというので、観光客が減っているという話が新聞に出ていましたけれども、そういう事実認識に基づく誤解がありますので、これはぜひ解きたいと思っています。

それから、もう1つは、今避難されている避難生活で不自由な生活をされているかたには少し申しわけないかもしれないのですが、一方で、やはり観光客が本当に減ってしまって、本県の経済に大きな打撃を受けるということも困りますので、やはり通常よくイベントなんかとか行事なんかを自粛して、県外から来るようなイベントなんかも自粛してしまうことが多いのですけれども、私は、ある程度、復興作業に支障のない限りは、そうい

イベントもぜひ開いてもらいたいと思っているのです。そのことが風評被害を消して、鳥取県に観光客なんかたくさん来てくださるきっかけになるだろうと思っています。そのことをしたいと思っています。

私も、昨日でしたでしょうか、これは県の関係ですけれども、公営企業の関係の全国大会が鳥取県で10月の終わりに計画されているのですけれども、これを遠慮したいという話があったものですから、それも鳥取市で開くということなものですから、自分で電話しまして、鳥取市は全然被害もないし、ぜひ開いてくださいということもお願いして、これは計画どおり開くことになりましたけれども、そういうことをしたいと思っています。

それから、もう1つは、近いうちに新聞広告も出して、鳥取県の復興の状況といえますか、心配しないで来てくださいというようなメッセージも発信したいと思っています。

他県の被害について

【記者】地震ですけれども、鳥取県は大きな被害があると思うのですが、他県もまたがって被害を受けているという、その辺での情報交換とか、対応というのはこの段階ではまだ全然・・・。

【知事】本県の場合は、すぐ災害対策本部を作って県内の情報収集をやったわけです。他県のことにも気にはなったものですから、次の7日の日から多少情報収集をやったのですが、災害対策本部を作られていないところが多いものですから、必ずしもそういう面での、特に休みのこの3日間（10月7日～9日）は、情報収集というのはなかなか難しかったですね、他県の場合には。

【記者】どうしても目が鳥取県だけに集中していったという面で、ほかに被災したというかたになかなか目が行かなかったり、他の県に。

【知事】ええ。でも、これはしょうがないのじゃないでしょうか。私たち、鳥取県の受け持つ範疇というのは、やっぱり鳥取県の市町村ですから、県内の市町村の被害の状況を聞いて、その復興に全力を挙げるといことになりまして、他県までは手が回らないですね。ただ、今回の地震も、震源地は鳥取県の地下ですけれども、言うなれば鳥取県、島根県の両県の県境付近の地下が震源地になっているわけですし、そういう面ではこれからの防災訓練なんか、両県で相談しながらやるということも必要だろうと私は思います。災害に本当に県境というのはないわけで、お互いよく連携をとりながら訓練なんかも行ったり、災害対策を考えるということは必要だろうと思います。

ただ、復興になりますと、やはり全力を挙げて県内の市町村、県内の住民のかたに対してしか私たちは行いませんので。

高齢者への対応について

【記者】被災された地域は、特に高齢化率の高い地域が多いのですけれども、そういった特別な対策といえますか、とられる考えは。

【知事】このたびは、日野町というのは鳥取県で高齢化率が2番目に高いですね。日南町が一番高齢化率が高いのですが、この日南町もかなり被害を受けているわけで、あと西伯町にしても溝口町にしても会見町にしても高齢化率はかなり高いです。ですから、こういう高齢化率の高いところで被害に遭われたかたというの、勢いお年寄りか

多いわけで、このかたがたのこれからの生活の安定ということが、私は1つのポイントになるだろうと思います。今回被害に遭われて、もう気力を失うとか、そういうことのないように、ぜひこれから生き生きと住んで、暮らして、地域を支えていっていただけるように、これは県と市町村とで支えなければいけないと思っています。

【記者】具体的な何かアイデアといえますか。

【知事】これは今いろいろ考えておりますけれども、まだ成案はまともっていません。

臨時県議会の招集について

【記者】臨時県議会の招集は。

【知事】11月の初めごろを大体考えています。ただ、この震災が、具体的には余震がいつまで続くかということが1つありますし、それから、さっき言いましたように、避難所生活を送られているかたの動向がどうなるかということも関連すると思いますが、なるべく早く開きたいと思っています。今の見込みでは11月の初めごろになるのではないかと思います。

といえますのは、50億円という補正予算を専決で行いましたけれども、これ以外にやはり、これからいろんな事業をやらなければいけないわけ、とりえず緊急なものは、当座行える予算は確保したのですけれども、それ以外のものはやはり議会できちっと出して、議会で決めなければいけませんので、なるべく早く議会は開きたいと思っています。

特に、やはり後年度まで拘束するような予算、例えばいろんな物資を買って市町村に送ったりする当面の応急措置の予算は今回の補正予算で確保したのですけれども、やはり来年度とか再来年度とか、複数の年度にまたがって予算化しなければいけないというものもこれから出てきますので、そういうものはやはり議を開いて、議会でちゃんと承認を受けたいと思っています。

例えば商工とか農林漁業、住宅建設のための貸付金の金利を当面、当座、6年間ゼロにしたいということも考えているのですが、これらも正式にはちゃんと議会で予算を議決してもらわないといけないのです。今ぜひ私たちはそうしたいということで、市町村とも相談をしているわけですけれども、それが本当に実施できるようになるには議会で予算を、これは技術的には債務負担行為というのを議決してもらわないといけませんので、なるべく早くしたいと思っています。

ボランティアと行政の連携について

【記者】阪神・淡路大震災のときには、ボランティアと行政側の連携が課題になったそうだけれども、今回もボランティアが来てさまざまな活動をしてもらっていますけれども、例えば行政側がボランティアにこういう仕事をしてもらいたいから、ボランティアが行政にもっとこういうことをしてほしいとか、あるいは被災者のかたの声をボランティアを通して聞くとか、そういった連携というのは考えていらっしゃいますか。

【知事】今回、私もずっと回ってみましたが、西伯町とか日野町、ほかにもありましたけれども、ボランティアの皆さんが本当に県内外からたくさん来ておられて、いろんな活動に従事していただいています。本当にありがたいことだと思っています。

今回、それぞれのところで比較的スムーズに行

政と連携がとれたのではないかと私は思っております。もちろんいろんなかたが大勢来られて、役所と雰囲気が必ずしも一致していませんから、多少の行き違いとかはあったかもしれませんけれども、今回は随分うまくいったのではないかと思っています。もしこれから何かボランティアのかたと役所との間の、特に町村との間の連携のために県が果たせることがありましたら、それは市町村の要請にこたえていきたいと思っておりますけれども、当面はまずうまくいっているのではないかと思っています。

この場を借りて、ボランティアの皆さんには本当に感謝を申し上げたいと思っています。

【記者】阪神・淡路大震災の後のボランティアが長期的に活動しているところに資金援助をしたりということがあったみたいですが、そういうことは考えていらっしゃいませんか。

【知事】今はちょっと考えていませんけれども、市町村の意見も聞いてみたいと思います。それは今回の災害に関してということですか。

今回の経験をふまえた反省点等について

【記者】今回の鳥取県の初動体制というのが、非常に評価が高いですね。知事自身が今1週間を振り返ってみて、特に反省点、次はこうしたいとか、もしか他県から意見を求められたらこういうことをアドバイスしたいとか、県の経験を踏まえて何か反省点がありますか。

【知事】それは、初動体制に関してですか。

【記者】1週間を振り返ってみて、すべての問題で、ここはこうやるべきだったとか、他県から呼ばれたらこんなアドバイスをしたいとか、何か神戸市のまともななんかに書いてありましたね。被災者の対応についてこうすべきだったとか。

【知事】一番最初に申し上げた、組織を充実させて防災のことを専門的に考える幹部を作った、これがよかったということを最初申し上げたのですが、それはそうなんです、欲を言えば、専門家をもう少し充実しておけばよかったかなという気がします。もちろん私が就任する前に比べると随分充実したのですけれども、やはり今回のようなことを考えると、もう少し充実していてもよかったのかなという気がします。

それから、これは繰り返しになりますが、やはり町村部でもう少し防災の体制を充実していただきたい。これはこれからお願いしたいと思っています。といえますのは、今は消防が常備消防で広域化していますので、役場と離れているのです。昔は役場があって、消防団がいて、常備消防があるところは常備消防がそこにあったのですが、今は消防というのが広域化して別の組織になっているものから、その点が、本体の方の役場の防災という面が、意識的にも組織的にも少し手薄になっているのかなという気が、そこが気になるものから、これからの1つの課題だろうと思います。

それから、備蓄なんかは、いろんなものを備蓄したのですが、さっき言いましたように、ビニールシートを備蓄していなかったとか、やはり我々もマニュアルとか防災計画は一つ一つ点検して、それなりに点検できたかと思っておりますけれども、例えば備蓄なんかになると、本当に自分が被災者になったときに、時間を追ってどういふものが必要になるだろうかということ、いま

一度点検する必要があると思います。

このたび、ストーブという要請が来たのです。夜がかなり更けてから。この手配、調達に随分苦労しました。といいますが、この時期にストーブということをご想像していませんでした。冬場でしたらストーブというのは当然予想できるのですけれども、しかし、これも実際にお年寄りが体育館に避難されて、夜がだんだん更けて、寒くなって初めて役場も気がつくのです。それで夜、我々の方にストーブ何十台という要請が来て、それから調達したら本当に大変だったのです。最後は自衛隊のストーブをお借りして持っていったのですけれども、そういうのもやっぱり、本当に例えば日野町で、ああいう高度のところ、夜何時ごろになったら体育館は何度になるだろうかというの、やってみて初めてわかったのです。ですから、本当に被災されたかたの視点に立てて防災計画というか、防災対策を考えるということが必要だろうと思います。

我々は、地震が起こったときに、行政として何をしなければいけないのかというのは徹底的に点検をします。ですから、私を含めて幹部も、今回自分たちがまず何をやらなければいけないのかというのは大体頭に入っていましたから、そこはスムーズにいったのですけれども、もう1つ先の視点、災害を受けられたかたがそのときそのとき何を必要とするかという、そういう目で防災計画とかを見直すという、そこがこれから必要だろうと思います。

今後の復旧の柱について

【記者】 これからの復興計画といいますが、復旧のポイントといいますが、柱になることはどういったことをお考えでしょうか。

【知事】 1つは、やはり道路なんかは応急の手当てはしていますが、これはあくまで応急でありまして、これを本当に安全で通行できる道路にしなければいけない。これは道路に限りませんが、今回の震災が本県の中山間地を中心に大きな打撃を与えて、その中山間地は高齢化の率が非常に高いところでありまして、したがって、被災されたかたも高齢者のかたが多い現状にあります。それらのかたがたが家屋を失ったり、また家屋に大きな被害を受けたりして今後の生活に不安を感じているかたも多いわけでありまして、特に資金力、それから気力も、再建に必要なそういう力がなかなかよみがえってこないという現状もあります。私も連日被災されたかたがたにお会いし、現場を歩いておりました、今回の鳥取県の震災の復興には、やはり住宅というものを抜きにしては考えられないという、そういう印象を強く持っております。

それから、これは道路に限りません。境港の港湾も漁港もそうです。かなりダメージを受けていますから、復旧しなければいけない。

もう1つは、今回家の被害、民家の被害というのが随分あります。これを早く建て直す必要のあるところは建て直していただかなければいけないし、修繕もしていただかなければいけないし、やはりそれが1つポイントだろうと思っております。

あとは、挙げれば切りがないです。企業も随分被害をこうむっていますから、企業の皆さんにも頑張っていたいただいて、操業を早く再開していただかなければいけませんし、観光面なんか、先ほど出ましたけれども、風評被害というのがかなり大きいものがありますから、これを払拭しなければいけませんし、課題は山積です。

兵庫県職員等からの アドバイスについて

【記者】 先日、兵庫県と神戸市の職員のかたが来てアドバイスをされたようですが、参考になった点とか、あるいは実際に鳥取県もこれをやってみたいという点はありませんでしょうか。

【知事】 そうですね。私も、あそこに全部居たわけではないですが、やはりあの人たちの話を聞いていまして、被害があったときに実際に現場で苦労されたという重みといいますが、それを感じました。自信と言ってもいいかもしれませんが、私どもの方の職員にも、今回、初めての経験なんですけれども、ぜひ彼らの、あの人たちの経験というものを学び取って、自信を持って、当面それからこれからの復興対策に当たってもらいたいと思います。非常に信頼感がありましたね、話を聞いていまして。

平成12年10月17日(火)

検討中の住宅関係施策について

【知事】 ただいまから、今回の鳥取県西部地震に関連して被災されたかたがたの住宅関係について現在県が考えておりますことを発表いたします。

前回の記者会見でも私の方から申し上げましたが、今回の地震の復興でいろんな課題があります。公共施設の復旧、それから例えば被災をした農地なんかの復旧、いろんな課題がありますが、今回の震災が本県の中山間地を中心に大きな打撃を与えて、その中山間地は高齢化の率が非常に高いところでありまして、したがって、被災されたかたも高齢者のかたが多い現状にあります。

それらのかたがたが家屋を失ったり、また家屋に大きな被害を受けたりして今後の生活に不安を感じているかたも多いわけでありまして、特に資金力、それから気力も、再建に必要なそういう力がなかなかよみがえってこないという現状もあります。私も連日被災されたかたがたにお会いし、現場を歩いておりました、今回の鳥取県の震災の復興には、やはり住宅というものを抜きにしては考えられないという、そういう印象を強く持っております。

そこで、この数日間かけて、被災されたかたがたの住宅の手当てというものを、どういう施策が必要か考えておまして、今日終わったものから、それを皆さんがたにお知らせをしたいと思っております。

ただ、これは次の臨時県議会で予算その他の必要な措置を提案をして議決を得る必要があります。一部現行の制度の枠内でもできるものがありまして、それはこの中にも含まれておりますけれども、大半のものは、来るべき臨時県議会で議会の承認を得て初めて効力を持つものでありますので、そこのところはよくご認識をいただきたいと思っております。それから、市町村の負担を求めるといいますか、市町村と協力をしながらやっていく、そういう仕組みを考えておりますので、内々話をしている市町村も多いのですけれども、きちっと市町村とも詰めて、議会に向けて正式の予算、議案にしたいと思っております。

幾つかの内容がありますが、1つは、再建をされるかたが住宅金融公庫から借りる場合の利子補給でありまして、これは既に県の考え方を説明したものであります。住宅金融公庫の利子が年率2.1%の金利であります、これを当面6年間は金

利をゼロにすべく利子補給をしたいということでありまして、これは既に考え方を示したものであります。

それと関連をしまして、住宅金融公庫の融資以外に、上乗せをして県独自の災害復興住宅建設資金を用意したいと思っております。そこに書いてありますように、建設の場合ですと20年償還で融資限度額400万円、補修の場合ですと10年で融資限度額200万円ということで、これも通常の金利ですと2.1%であります、住宅金融公庫の資金と同様に6年間は無利子にしたいと思っております。

次が、住宅復興の補助金でありまして、従来大きな震災等に見舞われた地域では常に問題になったわけでありまして、住宅の再建に対して助成をできないかということが大変大きな議論になったわけですが、いろんな問題があつて、これまで住宅の再建資金に助成をするということはやっておりません。例えば義援金などで一部を助成することはありましたが、公費をつぎ込むということは今までやっておりませんが、今回の鳥取県の地震では、先ほど言いましたように中山間地の高齢化率の非常に高いところで、高齢者のかたが多く被害を受けている。このままでありますと地域の活力が急速に衰えるのではないかと私は思っております。今までしっかりと地域を支えてくださっていたかたがたが、今回の被災で元気をなくして、地域を去るかたも多い、こういうことが予想されるわけで、ぜひこの地域でこれからも住み続けて、そして地域を支えていただきたい、そういうかたがたを行政はしっかりと支えなければいけない、こういう考え方を持っております、異例の措置ではありますが、住宅を再建されるかたに資金助成をしたいと思っております。

建設をされるかたは、もう全壊をして家がなくなっているかた、家はまだ外形はとどめているけれども新しく建て直さなければ住めないというかた、いろんなかたがあると思いますが、とにかく今回の地震で被災して新しく再建をしたい、再建されるかたに300万円を交付したい、そのうちの3分の2は県が負担し、3分の1は市町村に負担をしていただきたい、こういう考え方でありまして、被災をして例えば都会に出ていって家を建てるというケースは、地域を支えるということになりませんので、そういうケースは助成の対象からは除外したいと思っております。あくまでも同一の市町村の中で家を再建したいというかたを対象にしたいと思っております、こういう制度を今回の震災の特例措置として講じたいと思っております。

それから、補修をすれば、修繕をすればまだまだ住めるという家も多いものですから、そういうかたにはぜひ修繕をしてこれからも住んでいただきたいという願いを込めて、修繕についても150万円の限度額で、一部分の負担も求めることになりすけれども、そこに書いてありますような負担割合で助成をすることとしたいと考えております。

それから、今回被災地をずっと回ってまいりまして、中山間地の傾斜地の住宅が随分被害を受けておまして、その特性として、例えば石垣でありますとか擁壁でありますとか、そういうものが壊れているところが随分多く見受けられました。特に石垣なんか壊れかかって、次にもっと壊れたら下の家をも壊してしまうだろうというようなケースも随分あります。それから、道路に石垣が壊れているとか、そういう危険な状態になっているところも随分見受けられて、これらをどうするのかというのは今町村の大きな関心事、悩みであります。上の石垣が壊れているけれども、その上

の家に石垣を直す資力が無い。そうしますと、このままほうっておいては下の家とか道路とかの公共施設に被害を及ぼす可能性もある、そんなことがありますので、これも今回の中山間地で起きた地震の復興の特例として、これも異例であります。石垣等を修復する場合に公費で助成をしたいと考えております。150万円が限度で、県、市町村、それから所有者本人が共同して協力を得ながら直すという考え方であります。

次のページは、公営住宅でありますとか住宅のあっせんなどありますが、1つは、公営住宅を建設する必要があるだろうと思います。先ほどご説明した住宅を再建する場合の支援でありますとか修繕する場合の支援、これに対応するかも多いと思いますが、もうそこまでの資金力もない、しかし、長年住みなれた地域に住みたいという方も多いわけでありまして、そういうかたの住居を確保する必要があります。そうしますと、公営住宅を建設する必要があるだろうと思います。

これを促進するために、従来の公営住宅の負担割合を大きく変えて、県が従来以上に負担をする新しい制度を設けて、市町村が公営住宅を建設することを促進したいと思っております。そこに書いてありますように、国費が2分の1出ますけれども、残りの2分の1のその半分を県費で負担をしたい。したがって、市町村の負担は4分の1になるということになります。場合によって、災害公営住宅整備事業という制度がありまして、これに該当する場合には、国費が3分の2出ますので、その場合には県費は6分の1、市町村の費用負担は6分の1、こうしたいと思っております。

それから、県営住宅に入っていたかということも進めたいと思っております、これは現行の制度で対応できます。もう既に県営住宅の家賃の減免制度をやるべく今準備をしておりますけれども、被災されたかたが県営住宅に入居された場合には、1年間家賃を全額免除する、あといろいろな手続も簡素化するということを今考えております。

それから、これは西伯郡なんかに行つたときに役場、町から出てきた考えかたであります。公営住宅をつくるということも1つの選択肢ではあるけれども、町内に例えば空き家がありますとか民間の家賃住宅なんかがあった場合に、そこをあっせんして、そこに入っていたかたの家賃を公費で負担してあげるといふことも、新たに公営住宅を作るよりは負担が低く済む場合が多いものですから、ぜひ取り組んでいただきたいという意味で、民間家賃住宅に入っていたかたに、それに対して市町村が家賃補助する場合に、県がその半分を持ちましようという制度です。

それから、一番下に書いてありますのは、町内の民間の空き家がありますから、その空き家に入居していただいて、その空き家の借り上げ費用を県が半分助成をする、こんな制度であります。

一応こうやって資金のあるかたにはぜひその後押しをすることによって、動機づけをすることによって、建て替えでありますとか修繕にぜひ意欲を出していただきたいということ。それから、そういうことに至らないかたがたには、公営住宅でありますとか県営住宅に入っていたかたに、場合によっては民間の住宅を借り上げて、そこに入っていたかた、こういう手当てをしたいということでもあります。

ここには書いてありませんが、当面の仮設住宅については、今、日野町に24戸建設して、これには当面の措置として入っていただくこととなりますが、まだこれ以外に仮設住宅の建設の必要性がありましたら、県としては積極的に対応していきたい、こう考えております。それは、仮設の当面の問題でありまして、とりあえず落ちつく先としては、今お話をしましたような制度で、被災さ

れたかたがたの住居が確保されるように後押しをしたいと思っております。

これによって相当費用がかかると思っております。今推計をしております、まだ正確な数字は出てまいりません。もちろんこれはそれぞれ被災されたかたがこれからどうされるかによって随分変わってきますので、なかなかこの推計は難しいと思っておりますが、少なくともかなりの費用が必要だということは覚悟しておりますが、本県の中山間地で被災された地域に活力を失うことのないように、これから本当に力強い復興が可能となりますように、県としてはこれを全面的に進めていきたい、こう思っております。

県議会を11月の初めに招集いたしまして、議会に提案をして議員の皆さんのご理解をぜひ得て、施策として実行したいと考えております。

以上です。

【記者】 財源はどうされますか。

【知事】 財源は、いろんな財源をかき集めます。今年度まだ使える一般財源が多少ありますから、それも投入しますが、それでは多分足りないと思っておりますから、その際は基金を取り崩して財源に充てるということになります。

それから、昨日、今日東京に行きまして、関係官庁に支援方要請をいたしました。特に私は今日自治省に行きまして、自治大臣にお会いをして、実はこういうことを考えているということもお話をしてきました。そうしますと当然県も市町村も物入りでありますから、それについては最終的に特別交付税で財政支援をぜひ全面的にお願いをしたいということ、自治大臣にもあらかじめお願いを今日してきた次第であります。

ですから、当面の補正予算は多分基金の取り崩しということに対応せざるを得ませんが、年度末になりましたら、それが部分的には特別交付税と振り替わるといふことも期待をしております。

【記者】 基金というのは正式には何になりますか。

【知事】 財政調整基金がまず一番最初の取り崩し対象になると思っております。

【記者】 これは市町村負担で、特に日野町なり西伯町なり相当な負担になると思いますが、そこら辺、耐え得るかということがあると思うのですが。

【知事】 これは、特にやはり日野町のケースを私は心配しております。先般も日野町の町長さんにお会いをして、当面の復興対策に県も積極的に取り組むので、市町村としてもぜひついてきてもらいたい。その際に、町としての負担が相当上るけれども、これはもうできる限り特別交付税で国にも配慮してもらおうようにしますし、県としても全面的に支援をしたいと、こういう話を申し上げてきました。ですから、当面は、日野町だけではありませんが、市町村分の特別交付税を十分確保するように努力をしたいと思っております。

それから、当座資金がないという市町村もありますので、これは先般発表しましたけれども、県から市町村に対する貸付金でとりあえずは、しのいでいただくということを考えております。

【記者】 補助対象限度額を建設の場合300万円というふうに設けられた個人補償と、公益上の必要性のバランスを、なぜ300万円という数字に落ちついたのでしょうか。

【知事】 これはいろんな考え方がありますが、一方では、いかに被災をされたかたがたといえども、個人資産に公費をつぎ込むことはまかりならぬという考え方が財政の中であるわけです。したがって、今日までこの被災をされたところでも、こういう制度を設けていないわけでありまして。ところが、さっき言いましたように、本県の特長で、中山間地の高齢化率の非常に高いところで被災をされて、地域の活力を保つためには何からの住宅に対する直接的な支援をしないと、恐らく活力が失われるだろうという、そういう緊急性もあるわけで、その兼ね合いをどう考えるのかということが一番のポイントでありました。

300万円という額に決まりがあるとか、計算式があるわけではありませんが、頭金の一部といいますか、頭金に充当していただければということ、300万円という金額を提示したわけです。

【記者】 補修のかたには50万円以上の負担割合で、本人は1/3の負担ですが、建設のかたには本人負担がないというのは……。

【知事】 これは、300万円の家が建ちませんから、当然本人負担はもっともつとあるわけでありまして。建設のかたの助成というのは、本来に建設資金の一部でありますから、当然個人負担の方が多いわけでありまして。

【記者】 これは、金融公庫から借りても金利がゼロになりますか、これを借りている人も対象になるんですね。

【知事】 ええ、これはですから両方です。併用を考慮しています。

【記者】 先程、推計ではかなり膨大になるでしょう、とおっしゃっていましたが、ざっと今のところどのくらいを考えておられますか。

【知事】 これは、後でどうなるかわかりませんが、50億円くらいは覚悟しています。

【記者】 全部で50億ですか。

【知事】 そう。一番多いのは住宅復興補助金ですけれども、50億円ぐらゐの県費の持ち出しといいますが、県費負担が50億円ぐらゐになることは覚悟しております。

【記者】 そのうち復興補助金にどれぐらゐ。

【知事】 これはまだわかりません。というのは、こういう制度をつくったときに、果たしてどれぐらゐのかたがこの制度を活用して、では建てようという意欲を持っていただけるかということの兼ね合いになるわけです。もちろん件数が多くなれば財政の負担が大変になるのですけれども、しかし、それぐらゐ、50億円ぐらゐになるほど皆さんが意欲を持って建てていただければ、私はむしろ政策としては成功ではないかと思っております。

【記者】 線引きが非常に難しいと思うのですが、そのあたりは。

【知事】 線引きは、例えば今あります制度が、[被災者生活] 再建支援法なんかは全壊か半壊か一部損壊かという区分をしますね。それは実は非常に難しいです。今回の制度は、そういう難しさから逃れるために、建てた人は補助金の対象になります、修繕した人は補助金の対象になりますということにしたいと思っておりますので、そういう面では

非常にわかりやすいと思うのです。

【記者】 場合によっては、もう建て替えようかなというようなかたもいらして、たまたま震災に遭われて、ちょうどというような……。

【知事】 その辺は、特に郡部の場合は、私も役場のかたと一緒に被災された家屋を随分回ってみましたが、役場のかたがよく承知されているのです。ですから、そういう何というのですか悪乗りみたいなものは、多分役場のかたが認定に当たってよく整理されると思います。その辺は確かに、この際そういう便乗というのが全くないかと言われると、そこは自信がありませんけれども、しかし、私が役場のかたに被災された家屋をずっと連れて回っていただきまして、難しい事例なんかも随分見てきたのですけれども、そのときに役場のかたが、それぞれの住民の皆さんの日常生活ぶりだとか、家屋の状況なんか、本当によくご存じだという気がしました。ですから、ちょっと都市部の場合はわかりませんが、郡部の場合には、私はかなり役場のかたが正確に認定していただけたらと思うています。

【記者】 補修の場合の考え方ですけれども、補修の場合は金額の上下がかなりあるわけですが、全額に対して助成をするという考え方で、150万円以下の。

【知事】 そうです。例えば軽微な30万円ぐらいで補修ができるという場合は、その30万になりますね。

【記者】 復興補助金の場合、例えば1,500万円の建築予算、あるいは2,000万円の建築予算があると思うのですけれども、いずれも300万円。

【知事】 そうです。

【記者】 限度額というけれども実質的には一律300万円という……。

【知事】 そうです。もう家を建てるかたには一律300万円ということですよ。

【記者】 例えば極端な話、一部損壊の家でも建てようかというかたが出た場合は。

【知事】 まあ、そうですね。その辺も市町村に認定していただくと思いますけれども、ただ、この制度で300万円もらえるから全部壊して建てようかというのはなかなかないと思いますよ、現実の問題としては、やっぱりそういうかたは補修をして住み続けよう、ということになると思いますけれども。

さっき言われたようなケースがあるかないかということですね、この際というのが、それも、市町村の方で、被災が原因かそうでないかというのは、私は大体わかるのではないかなという気がしますけれども。

【記者】 市町村の認定というのは、罹災証明ということですか。

【知事】 罹災証明とは関係ありません。罹災証明は全壊、半壊、一部損壊ですから、これはとにかく被災をされて建て替えるという、そのところは非常にわかりやすいと思うのです。

【記者】 ということは役場へ申請すれば……。

【知事】 そうです。その辺の詳細な手続は、これから市町村と詰めたいと思います。

【記者】 石垣の補修というのも、全国的には例がない……。

【知事】 と思います。聞いたことがありませんから。従来は、災害の場合には、公共的なものに対しては非常に手厚い支援制度があるわけです。道路とか河川とか港湾とか、そういうものについては本当に手厚い制度がある。例えばがけ崩れなんかも国庫補助制度があるわけですが、石垣も含めて個人の資産に対して、そういうものに対して復興の助成をするというのは基本的にはないわけです。農地なんかについては、産業振興とか農業政策の面から農地の災害復旧というのはありますけれども、そうではなくて、居住部分に対するものはないのです。ですから、そういう意味では私たちも新しい制度をつくることに非常に悩んだのですけれども、しかし、鳥取県の本当に中山間地で被災された地域を復興させるには、そこに手をつけないと、幾ら条件整備をやっても、もう住んでいるかたの意欲がなくなってしまうのでは、本当に道路を直しても、がけ崩れを直しても、何かむなしさを感じるのです。ですから、条件整備と、それから住んでいるかたの活力を維持するという両面作戦が本県の場合には必要だろうと思って、こういう制度を考えてみました。

【記者】 道路を直しても、そこに人が住まなければ意味がないという……。

【知事】 むなしいですね。

【記者】 今回の震災に限ってということの特例措置ですか。

【知事】 そうです。今回の異例の震災の復興に限ってという制度にしたいと思います。

【記者】 今後また例えばすぐに水害があって家が流れたとか、そういった場合には、これは適用されないということですか。

【知事】 これはもう今回限りです。ですから、そんなまた水害が来るような、そういう不吉なことは言わないでいただきたいのですが、もしそういうことがあったら、またそのときに、そのときの様子を見て、必要があるかどうかを考えるべきだと思います。

【記者】 条例ではなくて予算措置で行うということですか。

【知事】 予算措置です、これは。

【記者】 あと、民間賃貸住宅への家賃補助ですけれども、期間が書いてないのですけれども、いつまでというのはあるのでしょうか、それとも住み続ける限りはということでしょうか。

【知事】 これは、仮設住宅をいつまでつくるかということとも関連あるのですが、様子を見て市町村と相談をしてということになると思いますが、一応1年ということが区切りだと思っておりますけれども、様子を見ながらだと思います。

【知事】 念頭に置いているのは1年ですね。

【住宅課長】 そうです。県営住宅の減免も1年です。

【知事】 バランスをみて、1年です。

【記者】 住宅復興は、特にこれは市町村は特定していないですね、被害があった市町村はすべて。

【知事】 それは関係ありません。ですから、災害救助法の適用があったとかないとか、そんなことは関係ありません。

【記者】 これはいつごろまでに建てる家が対象になるのでしょうか。これも1年ですか。

【知事】 これも、予算を出すまでに少し期間がありますから、市町村から実情を伺って、それからにしたいと思います。今の段階で例えば1年とか半年とか決めるのは、ちょっと早計かなと思いますので。

【記者】 今回、自治省にこういう制度をやりたいということを言われて、どのような反応でしたか。

【知事】 いろんな反応がありました。正直言います、やっぱり個人の資産に公費を投入することは、それは県の勝手というか、県の考え方でしょうけれども、それをなかなか国として応援するのは直ちに「はい」とは言いにくいですよというかたもおられました。しかし、やっぱり私が中山間地の高齢化率の高いところの特殊性を考えるには、こんなことは必要なですという説明に対して、大方の人は理解をいただいたと思います。特に私、西田自治大臣に今日県議会議長と一緒に行きまして、こういう話も大体したのですけれども、それはそうでしょう、それはおやりなさい、応援しますからという話をいただきました。大変心強かったです。

【記者】 所得制限を設けるという考え方は。

【知事】 ありません。こういう場合は、私は制度はシンプルの方がいいと思うのです。余りいろんな制限とか条件とかかけると、そのことに手間暇がかかりますし、新たな不公平を生みますし、やはり被災をされて、そのかたがたが住宅を再建しよう、という、そういう意欲を持っていただく、そこに着目したいと思います。

【記者】 議会で承認されれば10月6日にさかのぼってということになるんですか。

【知事】 そうです。

【記者】 県が進める住宅復興策、今回の地震についてはこれが大体すべてのメニューということになりますでしょうか。

【知事】 ええ。大体これで網羅できるのではないかと思います。これ以外にも何かあれば、市町村からもしこれとは違うメニューみたいなものがあれば、また考えることはあり得ると思いますが、これにプラスして仮設住宅です。当面これだけのメニューをそろえれば、大体対応できるのではないかなという気がします。

【記者】 しつこいようですが、50億円というのは住宅復興補助金ではなくて、このすべての措置で50億円という意味ですか。

【知事】 これは先ほど言いましたように、すべて積み上げたものではありませんので、これでどれだけ需要が発生するかというのは非常にわからないわけです。ですが、今まで財政をやってきた者の直感といいますか感覚で、50億円ぐらいはいいか

もしれない、それは覚悟しておこうということを今財政当局と話をしているところです。

**【記者】全体で大体 50 億円ぐらいになりそうだと
いう予想、直感ですか。**

【知事】 ええ。50 億円になるかもしれない、なり得る、でもそれぐらいは覚悟しておこうということです。

【記者】今回は住宅ですが、例えば利子補給の考えなんかは、農業の制度融資とか、被災企業の制度融資、あれも適用されるお考えですか。

【知事】 これは既にもう発表したと思いますが、いろんな制度融資がありますね、中小企業とか農業とか漁業とか、そういうものについて金利を 6 年間でゼロにしたいと、これを次の臨時県議会に提案をしたいということは、既に考え方を示しているところであります。

【記者】各町村にはもう一応は、大方の理解は得られてあるんでしょうか。

【知事】 すべてではありません。私、先日、町村部をずっと回りまして、お会いした町村長さんには考え方の基本はお話をしております。

【記者】それはどこですか、お会いしたのは。

【知事】 日野町とか溝口町とか、西伯町は町長がおられませんでしたので助役さんでありますけれども、こんなはっきりとしたもので示してはいませんけれども、県としてこんなことを考えていますというのはお話を口頭でしてきました。ですから、これからこれを示して、町村でも対応していただくように努めたいと思います。

【記者】余談になると思うのですが、例えば阪神・淡路大震災とかです。実際に活動されているかたなんか、逆にこういう制度というのは、ここまで実現しなかったと、やっとなら支援法ができたぐらいで、今後こういうほかのところ起こり得る災害の被災者の施策として、こういう制度が鳥取県の例があるじゃないかということで、そういう認知がされるかもといいますか、そういうことについては。

【知事】 私は、これは鳥取県の特長性といいますが、今回の被災をしたところが中山間地が中心で、高齢化率の高いところで、そのままほうっておくと地域が本当に崩壊してしまう、そういうおそれがあるものから、やむにやまれずやる仕組みがありまして、これが全国すべてに前例となっていくかどうかとはわからないと思います。それぞれこれから不幸にして災害に遭われたところが鳥取県と同じような状況であれば、私はやられたらいいと思いますし、そうでないところはそうでない対応をされることもあるでしょうし、本当に地方分権の時代で、地域の特殊性、地域の事情に応じて必要なことをやっていくという、その一環で今回のことを考えたわけでありまして。

【記者】ほとんどが初めてづくめですね。

【知事】 ですね。県営住宅の家賃減免なんていうのは、どこでもやられていることだと思いますけれども。ただ、先ほどの質問にもうちょっと答えれば、私はやはり今までの災害復旧の仕組みというものが、基盤整備というか、公共施設中心であった、でも本当に被災されたかたが困っているのは

住むところであるという、そこるところに今までの制度と被災されたかたの現実との間にかなりギャップがあると思うのです。それを埋めるといって今回はその一歩になると思うのですけれども、そういうギャップを埋めるといって、やはりこれからの国策としても考える必要があるのではないかなという気がします。

もちろん、私的な財産に公費をつぎ込むことの是非というのは依然として問題は抱えているのですけれども、しかし、本当に背に腹はかえられない地域が我が国には多いと思うのです。鳥取県なんか特に典型的だと思います。これは悩んだ末の政策であります。

**【記者】中山間地の高齢化率というのは、今どれ
だけでしょうか。**

【総務部長】 後で資料を提出します。

【知事】 日野町は県下で 2 番目です。1 番が日南町、2 番目が日野町です。

**【記者】利子補給は 6 年間ですけれども、これは、
天災融資法をそのまま引用した数字ですか。この
利子補給期間の 6 年は。**

【知事】 これも後で調べてあれしますが、何かの制度と連動したというか、何かの制度をきっかけにしてつくったはずで、これは。

【総務部長】 利子補給の今回の制度融資で考えている商工関係ですか、農林関係とか、そういったこととの兼ね合いです。

【知事】 ここの住宅を 6 年にしたのは、実は商工とのバランスです。商工とか中小企業とか、それから漁業関係とか、それとのバランスで 6 年にしています。当初 5 年にするとかという土木部長の案もあったのですが。

【記者】県は一律利子補給は 6 年ですか。

【知事】 そうです。

**【記者】住宅関連の補助金ですけれども、50 万円未
満は全額公費助成ということになると、そうす
ると、かなりの世帯が、屋根が一部壊れたところ
とか……。**

【知事】 そうですね。それぐらいの支援をして、ぜひ修復してまた地域を支えるメンバーになっていただきたいという意味です。

**【記者】現実の話、じゃあ工事をしようかという
見積りをとるような段階になったときに、業者間
でばらつきもあろうかと思うのですけれども、何
か標準になるような、基準になるようなものは。**

【知事】 これは、ちゃんとした業者のかたと言うと言い方がおかしいかもしれませんが、土木部の方でそういう業者のかたの推薦というか、あっせんというか、リストというか、そういうものを今既に相談窓口でお示するようにしているの、そこでうまく整理ができると考えています。

この間も日野町の被災されたところに行っている話を聞きますと、ひとり暮らしのかたでありますとか母子家庭とか高齢者のみの世帯とか、要するに男手のいない世帯というのがあって、そのかたがたが本当に不安というか、そういう状態にあるのです。ひとり不安でというので私の前で泣かれるかたもおられまして、私も、周りの

人にどうか皆さん支えてあげてくださいねという話をしましたら、支えてあげたいけれども私たちも大変なんですという話をされているかたも多くて、今回、特に軽微なかたがたは、自分のところは早く直していただいて憂いなくしていただいて、そして周りの被災された方にも目配りをしていただきたい、そういう気持ちがあるものですから、50 万円の範囲内は、先ほど質問もありましたけれども、思い切って全部公費で出して、早く直して、もっと被災を受けた大変なかたがたに援助の手、支援の手を差し伸べていただきたいという、そういう願いも込めて、その意味もあって復興を促進したいということでもあります。

では、これでぜひ県議会の同意を得て実施をしたいと思っておりますので、皆さんがたもよろしく御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

平成12年10月23日(月)

災害対策について

【知事】 鳥取県西部地震から 17 日たちまして、県も市町村もある程度落ちついてきました。しかし、これから復興、復旧に向けてのいろんな作業が始まりますので、引き続き全力を挙げて災害対策に臨みたいと思います。

市町村の役場も私も何回となく訪ねましたけれども、行くたびにだんだん力を取り戻してきておられます。当初はやはり当惑したり戸惑ったりする感じが強かったのですが、その後、落ちつきを取り戻して復興対策の方に力を全面的に入れるようになっておられます。

しかし、これから住民の皆さんの復興に向けて、生活再建に向けての取り組みが始まり、そうしますと市町村の役場が多様な事務を処理しなければならなくなります。これからの方がむしろ大変かもしれません。引き続き県としましても職員の派遣など全面的に支援をして、一緒になって災害復旧対策に取り組んでいきたいと考えております。

そのことに関連で、第一弾として 50 億円の一般会計補正予算を専決処分で編成いたしました。これから本格的な復旧に向けて、また住民の皆さんの生活再建を支援するための必要な予算というのが補正を組まなければいけなくなりますので、そのことを中心にして臨時議会を招集したいと思っております。11 月の 2 日に臨時議会を招集したいということで今手続きを進めております。

来年度予算について

**【記者】観光地の中には、地震の風評被害がひど
いところもありますけれども、そういう地震を受け
てのケアというような側面もあるのでしょうか。**

【知事】 それは直接関係ありません。今回の風評被害をいかに最小限にいとめて、これを打ち返すかという、そのための事業、そのための予算は、次の臨時議会に提案する補正予算でも盛り込みたいと思っておりますし、その次の 12 月県議会でも出てくるかもしれません。

【記者】新年度予算関係で、防災関係の見直しとか、

その辺のことについてはどうですか。

【知事】 あります。今回の地震対策で幾つかの反省点といえますが、もう少しこれをやっておけばよかったというのがありますので、それは来年度予算になるのか、それとも12月の補正になるのか、物によっては今度の臨時議会でも一部出ると思います。そういうものは当然これから施策の中に盛り込むつもりであります。

例えば震度計の話になりますと、本県はすべて震度計が全市町村についているのですが、一部の町村の震度計は科学技術庁の所管になっておりまして、これが気象庁のネットワークの中にオンラインされていないのです。例えば今回被災に遭った鳥取県西部でいいますと、日南町と江府町に設置してある地震計は科学技術庁の地震計なわけです。その他の市町村の地震計はすべて県が設置した地震計でありまして、この県が設置したものは気象庁のネットワークの中に組み込まれているわけで、したがって、直ちに気象庁の方の震度の表に載ってくるわけですが、科学技術庁の、幾つかの理由があるらしいのですが、科学技術庁と運輸省との間の連携がうまくとれていない面がありまして、これは再三連携をとるよう要請をしておりますけれども、基準が違うとか、いろんな理由があって、どうも見込みがないので、これを機会に県で設置をしたいと思っております。そんな予算は、なるべく早い方がいいものですから、できれば11月の臨時議会で提案をしたいと思っております。今作業をしています。

【記者】 具体的に設置するのはどこになりますか。

【知事】 どこといいますと。

【記者】 地震計を設置するというお話ですが、具体的な場所は。

【知事】 これは、市町村は、ですから科学技術庁が設置している町村です。そこを県も、二重投資になるかもしれませんが、県のを設置したいということです。

【記者】 それは日南町と江府町ということになりますか……。

【知事】 西部ではね。ほかにも例えば中部の赤碓とか東部にもありますから、幾つぐらいになるでしょうか。要するに今県が設置してなくて、科学技術庁がもとも設置しているところには、県が二重投資を避けて設置してないのです。ですから今回、多少二重投資になるかもしれませんが、すべての市町村に県が設置をしたいということです。

【記者】 どれぐらいの金額になりますか。

【知事】 これは今計算していますが、1カ所で数百万円だと思います。

【記者】 それをつけることによって、どのようなメリットがありますか。

【知事】 これは、今回の地震も科学技術庁の震度計で測定したものは全部把握はできています。ところが、報道機関、特にテレビですけれども、今テレビを通じて直に出るようになっていますが、そこに科学技術庁の震度計が設置されているところは載ってこないわけです。ですから、住民の皆さんが、こんなに揺れているのに、うちの町が震度が出ないのはおかしいじゃないかという不安、不満が随分あったのです。その解消に

なると思います。

【記者】 気象庁のネットワークに載せるようになるのですか。

【知事】 そうです。県が設置したものは、気象庁の基準どおりのものを設置しますから、直ちにオンラインで気象庁のネットワークに載ることになります。本当は科学技術庁のものも気象庁と連携をとって載せていただければいいのですが、そこは何か専門的にいろいろそこがあるようでして、これ以上待っていても多分まちが明きませんから、県が設置をしたいということです。

【記者】 気象庁はもう了解済みですか。

【知事】 気象庁は了解というのはい。

【記者】 県が設置して気象庁のネットワークに載せるというのは。

【知事】 それは全然文句はありません。

【記者】 科学技術庁とはやりとりして、ちがいが明かないということで県が独自に設置するということになるんですか。

【知事】 これは従前から、前から1つの問題ではあったのです。でも、それが何年たつてもまちが明きませんから。

【記者】 回線の方も利用されますか。

【知事】 これは今検討しています。

【記者】 全部で何カ所ですか。

【知事】 7～8カ所だったと思いますが、正確なものが必要でしたら、後でご報告をします。

風評被害対策について

【記者】 風評被害の対策としては、どういう方向性を打ち出されるのでしょうか。

【知事】 1つは、予定されていた全国規模の大会とかがこの時期あるのですね、いろいろ。それかともすれば中止とか延期とかになりがちになるものですから、これは絶対に予定どおりやってくださいということを、私自身も関係の機関にお願いをしたりしています。今のところ、例えば先般の部落解放研究第34回全国集会、これは1万人規模の集會を米子市でやったわけですが、これも予定どおりやっていただきました。私は本当にありがたいことだと思っております。関係者の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

それから、今週(10/26,27)も建築士会の全国大会(第43回建築士全国大会鳥取大会)が米子市であります。これも予定どおりやっていただきます。これもかなり大規模な大会で、本当に中止、延期することなく予定どおりやっていただくことに、関係者の皆さんにお礼を申し上げます。

それから、そんなに大きくはありませんが、鳥取市でも全国の公営企業の集まり[地方公営企業連絡協議会総会]が予定されていまして、これはもう寸でのところで延期といいますが、中止になりかかったのですが、これも関係者の皆さんにお願いをして、予定どおりやっていただくことになりました。

当面はそういう予定されていたものが逃げていかないように、みんなで努力をしたい。やっぱり

復興は復興でやっていますけれども、一方で、そういう大会をやっていただくということは、地元の経済にもいい影響を及ぼしますし、我々の励みにもなりますから、そのことをまずやっていきたいと思っております。

それから、東京なんかには、イメージとして、もう鳥取県は壊滅的な打撃を受けて、とても行く状態にないだろうとか、それから、行くのが怖いというようなイメージを持っておられるかたもおられるのだらうでして、そういう間違ったイメージを払拭するための宣伝をしたいと思っております。近々新聞を通じて、鳥取県が元気に復興して、皆さんにおいでいただくに足る土地だ、場所だということを認識していただくためのPRもしたいと思っております。

それから、さっき言いましたように、補正予算である程度まとまった予算も計上して、そのためのPRも来月からやりたいと思っております。

それから、先般も観光連盟といいますが、旅館業の関係のかたがたが私のところに大勢来られて相談をしたのですが、鳥取県の観光PRも、この際キャンペーン隊でもつくってやろうという意気込みが業界の方にありますので、県としてもそれと呼応して、一緒に協力をしてイメージアップに努めたいと思っております。

それから、私も皆さんにお願いをしたわけですが、例えば花回廊が再開したとか、旅館も平常どおり営業しているとか、そういうニュース、話題を皆さんの媒体を通じてぜひ内外に伝えていただきたいということをお願いしましたけれども、本当に皆さんがたも好意的に取り上げていただきまして、感謝をしております。関係者の皆さんも大変喜んでおりました。ありがとうございました。

11月補正予算について

【記者】 専決処分で50億円ということだったので、補正予算の規模はどれくらいを見ておられますか。

【知事】 これはまだわかりません。実は今日から始まりますので、各部でどれぐらいのものを今考えているか、今日から私も目を通したいと思っております。

復興のポイントについて

【記者】 知事、今後の短期的なものです。復興のポイントで、対策として、きっちとしたのあたりが一番大切だとお考えですか。

【知事】 1つは、やはり公共施設の災害復旧ですね。例えば境港などは、もう既に復旧作業を始めていますが、漁港が大きなダメージを受けていますし、港湾も相当大きな被害を受けています。それから、各地で道路が寸断をされたり、土砂崩れで被害を受けておられますが、道路については一応最低限通れるように応急の手当てはしていますが、本格的な復旧をしなければいけない、安全に通行できるようにしなければいけないということ。こういう公共施設関係の復興、これがまず1つのポイントです。

それから、何といっても、やはり被災されたかたがたの住宅問題です。住宅問題を中心とする生活再建、これを円滑に進めなければいけないということ、これが2つ目になると思います。

それから3つ目は、やはり産業界、企業も大きなダメージを受けておられますので、この企業のかたがたが、再建に向けて意欲を出していただきたい、そのための支援ということがポイントになると思っております。

ほかにもまだいろいろあると思いますが、総じてその3点だろうと思います。

その後は、復興・復旧が終わりましたらというか、並行してでもいいと思いますが、やはり今回の教訓を踏まえた新たな防災対策を、県、市町村、それから関係機関の間で練り上げていくという、将来に向けての対策も必要になってくると思いますから、これもなるべく早いうちに取り組みたいと思います。

今回の震災対策の問題点等について

【記者】 イメージとして、地震計というのは短期的な一つ対策ですが、中長期的に見て、今回、反省点として知事が一番これはしまったなというように何かもしあったら、お願いします。

【知事】 これは、私が言うのもちょっと語弊があるかもしれませんが、町村の防災対策といいますが、いざというときの対応というものを、これからみんなで真剣に考えていかなければいけないと思います。

県は、一応防災というものを常に考えておく、専ら危機管理を考える防災監という役職を作った、一から洗い直して検討してきたわけです。実はこういう体制というものを、大なり小なり、規模は違っても町村にもぜひそういう意識と体制を持ってもらいたいということをやった時期だったのです。そこが少し地震の方が早めに来てしまったものですから、その辺を県と市町村、とりわけ町村との間でこれから連携をとりながら、防災対策の強化・充実を努めていきたいと思っています。

【記者】 県と市町村との防災関係のパイプを太くするということも含まれているのですか。

【知事】 もちろんそうです。町村自体の防災体制、意識、日ごろの訓練、そういうものもありますし、それから、県との連携ということもあると思います。

【記者】 逆に今度は国への、制度の改正とか、差し当たってというのはないと思うのですが、振り返ってみてというときのことを考えたときに。

【知事】 今回、国は本当に早く対応していただけたと思います。状況把握も非常に早かったです。それから、我々への初期、初動に当たったの激励といいますが、政府としても本当に万全の体制を整えて応援をするから、地元では市町村長さんと一緒に全力を尽くして必要なことはやってくださいという、そういう声をかけていただいたというのは、私は大変心強かったです。現場の責任者としては、ですから、政府の初動における対応というのは、昔はよくわかりませんが、今回については随分よかったです。私は思っております。

ただ、いろんな施策をこれからやっていく過程で、例えば国の制度の基準というのがありますから、そういう基準を現場に当てはめていった場合に、ややひずみがあるといいますが、どうしても基準ですから割り切って、基準に該当するものは救われるけれども、基準に該当しないものは救われないという、そういう割り切りがあるものですから、その辺が、制度は制度でそういう割り切りをしなければいけないことがあるのですけれども、一方では、それを現実に適用しようとすると、少しひずみが出たりしますので、その辺の改善というのは申し上げていきたいと思っています。

【記者】 鳥取県の場合で、国の制度の中で一番ひ

ずみを感じた点というのは。

【知事】 例えば、これは結果的には解消されたのですが、例の被災者生活再建支援法、神戸の地震の後にできた仕組みなんです。被災者支援のために、所得とか家族構成にもよりますが、最高で家が全壊した世帯には100万円出るという制度があるのですが、これが1つの町村で10戸以上なければ適用にならない、9戸以下だと、その町村では仮に全壊戸数があったとしても適用にならないという、こういう制度なのです。これは1つの割り切りとして、ある程度の規模が出ないと対応しませんよということで、1つの割り切りなのでしょうけれども、今回のような被害を受けた地域でそれを当てはめようとすると、たまたまある町に属していたがために100万円もらえる人と、隣町であったがゆえに、被害の状況は同じなのに全く手が差し伸べられないということが生じるわけです。これはやはり、制度をこれから考えていかなければいけないことを痛感しました。

鳥取県の場合には、仮にそうなった場合には、9戸未満、9戸以下が全壊家屋がない町についても、県独自で国の制度と同じ手当てをしようと思っていました。思っていました、幸か不幸か全県で100棟以上の全壊家屋数が出たわけで、これはまた別の基準で、その場合には鳥取県内全部、どこの市町村であろうと全壊した家屋には最高で1棟100万円まで出るという、そういう基準が適用されますので、事なきを得たわけです。もし県全体の全壊の家屋数が99戸以下だったら、先ほど申し上げましたような矛盾が出ていましたので、それについては強く国に訴えるつもりでありましたし、同時に県単独で手当てをしようと思っていましたけれども、結果的には滑り込みセーフということになりました。ただ、この問題は、お隣の鳥根県とか岡山県北部には依然として残っているわけです。私も詳しいことは知りませんが、例えば伯太町なんかは当然10戸以上ありますから適用されるでしょうけれども、隣近所で、広瀬町とか横田町で仮に倒壊家屋数が、恐らく9戸以下だろうと思いますから、そういうところで1戸でも倒壊した家屋があったとしても、それは適用にならないという、同じ問題を抱えていると思います。

【記者】 制度の改善について、その後、鳥根県と岡山県との連携をとうとうという話は進んでいないのですか。

【知事】 中国5県の知事会が連携をして、今のようないい問題も含めて国に制度改正を要望しようということで、もう既にまとめて持っていく段取りにしています。

【記者】 それは今回の震災のみ、関連のみということですか。

【知事】 そうです。今回の震災があったことをきっかけにして緊急要望しようということで、5県の知事会がありますので、そこから要望しようということでまとめをしています。

【記者】 時期的にはいつごろでしょうか。

【知事】 もう近々だと思います。

【記者】 会議は。

【知事】 会議は持ち回りです。内容の持ち回りになります。

【記者】 ちょっと戻って恐縮ですが、防災関係で新しい施策で震度計以外に何か……。

【知事】 これは多分当初予算になると思いますが、我々はヘリテレポート、通称ヘリテから瞬時に映像をもらって、災害対策本部でみんなで見たわけですね。そのときに、ヘリコプターをいろんなところに飛ばしてもらって、火事はないか、特に市街地で火事はないかということを確認したわけですね。これは非常に威力を発揮しました。まず1つ、火事がないかということが私達は心配でして、その火事が米子市でも境港市でもないということが確認された。これは大きな安心になったわけで、次の対策に入れることになったわけですね。

それから、別途日野郡とか西伯郡の方にいきますと、道路が寸断されている、伯備線がずたずたになっているという映像も手にとるようにわかりまして、こういうヘリコプターによる映像電送システムというのは大変有効であるということが分かったのです。これは相当金がかかりましたけれども、かねて準備をしておいて、それが今回効果を奏したと思うのです。

ところが、その映像を政府の方に瞬時に送ることが、容量・能力の問題で無理だったのです。今回のようなことを考えますと、我々が見るだけではなくて、やはりそれを消防庁とか政府の方に送る、それで情報を共有するということも大切なことなので、これについては取り組んでいきたいと思っています。ある程度お金がかかりますけれども。

といえますのは、今回は死者がゼロということ、本当にこんな大きな地震でも不幸中の幸いだったと思うのですが、これももっともっと大きな被害だった場合には、もっともっと政府から直接いろんな人的支援とかを受けなければいけない事態が想定されます。そういうときのためには、やはり被害の現場の実態というものを我々と中央政府でも共有する、そういうことが必要だろうと思いました。

それから、備蓄なんかも、一応ある程度の備蓄はしていますけれども、今回実際に本当に震災に見舞われて、やはり足りないものもありました。結果的にはすぐに調達ができましたが、もっと用意しておけばよかったなと思うものもありました。例えばビニールシートとか、そういう備蓄関係も充実をしたいと思っています。これは市町村とよく連携をとりながら、市町村にも市町村が必要となる当座のもの、備蓄は、今あまりされておられませんので、これは求めたいと思います。

【記者】 中国知事会としての要望ですが、具体的に何の制度をどのように……。

【知事】 今のような、生活再建支援法の10戸、9戸という、そういう割り切りを変えてくれとか、そういうことを含んだ要望になります。

【記者】 どれくらいの要望になりますか。

【知事】 私も全部見ていませんので、ここで正確に申し上げられません。もし必要でしたら企画部長の方からお話をします。

平成12年10月30日(月)

災害復旧本部について

【記者】災害対策本部を災害復旧本部に切りかえるということですが、11月2日が終わってからといますと、3日になるですか。

【知事】3日は休みで、4日からいろんな催し物がありますので、議会の終わる時刻にもよりますが、第1回目は議会が終わったときに開きたいなとは思っています。ただ、議会が夜中までになると、その辺はちょっと予定が変わるかもしれませんけれども。

【記者】災害復旧本部の主な目的並びに体制などはいかがでしょうか。

【知事】目的は、県庁全体を挙げて協力をしながら災害復旧に全力を尽くすということです。特にこれからは土木とか農林の公共施設とか、農地とか、そういうものの復旧が一つの柱になります。それから、もう一方は、住民の皆さんの生活再建支援ということになりまして、これは各般にわたりますけれども、これも土木とか福祉保健部とか、いろんな部がかかわるわけですが、決して縦割りとか、そういうことにならないようにしなければいけませんから、災害対策本部で全庁挙げてやったと同じ体制で復旧に臨みたいというのが趣旨です。

しかし、構成は災害対策本部と災害復旧本部ではやや違うと思います。例えば警察などは、復興・復旧についてはさほど関係がないという関係が薄いものですから、その辺の関係のあるなしで体制については少し整理をすることになると思います。今それを詰めているところです。

【記者】災害対策本部についてですけども、見ている意思決定がスピーディーだったということになりますけれども、今後ああいふ形の会みたいなのを、今までの検討会もあるので難しいでしょうけれども、何か継続してやっていこうというものは。

【知事】私もやってみまして、やはり災害というのは本当に時間が勝負のところがありますから、意思決定、方針決定というものをスピーディーにやらなければいけないということで、ああいふやり方をしたわけで、それなりに効果はあったと思います。詰めがなかなかできにくいという、そういうマイナス面もないわけではありませんけれども、総体として大筋・筋道を決めていくのは、ああいふやり方が非常に効果的だったと私は思います。ですから、これからもできればああいふ場を持ちたいと思っています。定期的にか、それとも案件によってかはともかくとしまして、ああいふ形で全員が集まって主な論点を出して、そこで大きな方針を決めていくという、そういうやり方をこれからも採用していきたいと思っています。

【記者】復旧対策本部ですけども、知事はそのまま本部長として。

【知事】そうです。私が本部長になる予定です。やっぱり全庁挙げて縦割りの弊害というものを、そうはいっても組織ですから多少縦割りの弊害というのがありますから、そういうものをなくして、なおかつ迅速に意思決定をするという意味では、トップのみずから本部長にならないと実は上がりにく

いのではないかと思います。

国への緊急要望について

【記者】国への制度改正の要望というのは、先日議会の全員協議会で示されたあの資料ですか。

【知事】そうです、あの資料です。

【記者】あの後、何かつけ加えたとか。

【知事】特にないです。

住宅復興支援策について

【記者】知事、住宅復興補助の関係ですけども、市町村の側で実際の運用面に当たっている戸惑いがあると。例えば住宅のどの範囲までを対象にするとか、あるいは補修についての標準的な単価みたいなものを示すとか、その辺について県の方で基準なりマニュアルを示されるような考えはあるのでしょうか。

【知事】基本的な考え方は、あくまでも市町村が細部にわたっては市町村の合意形成の中で決められたら、それに従いたいと思っています。

ただ、先般の全員協議会でもありましたけれども、再建のときに300万円交付したいという、それについて一部負担金をさらに取るというのは私は反対です。300万円については、やはりきちんと県と市町村との負担で援助したい。それから、修繕の方は、例えば少額のものはどうするか、足切りをどうするかとか、どこまでを拾い上げるかというのは、そういう細部については市町村の判断でいいと思います。市町村が判断されたことに県は従ってついていくということにしたいと思います。

ただ、そのときに技術的な目安というか、例えばこういうやり方をする場合にはどうすればいいのかとか、そういう問い合わせというのが当然ありますから、それについては市町村の要望に応じて基準めいたものをつくる用意はあります。ただし、それも押しつけとか強制ではなくて、あくまでも市町村がそれを採択されれば、採用されれば、それに従って県もついていく、そういう性格のものでらうと思います。

【記者】時期的にはいつごろになりますか。

【知事】なるべく早くです。

【記者】議会明け……。

【知事】そうですね。いずれにしても、執行は11月臨時県議会が終わって予算が成立してからですから、議会明けぐらいということになると思います。

平成12年11月13日(月)

自民党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議について

【記者】国会議員の勉強会の話がありましたけれども、これは先方からお願いがあって行かれるわけですか。

【知事】そうです。

【記者】内容としてはどのようなことでしょうか。

【知事】鳥取県の災害の状況、特に中山間地の高齢化率の高いところで住宅の被害を多く受けたというその実態を話をして、そのことによって鳥取県でこれまでにない施策を講じざるを得なかったという実情もお話をしたいと思いますし、できればそのかたがたのモラルサポートといいますか、これから鳥取県が国から特別交付税などで支援を受けなければいけませんので、そのことに対するバックアップもお願いしたいと思いますし、それから、国全体として、できれば住宅再建について何らかの施策を具体化していただくような、そういう希望も申し上げてみたいと思います。

【記者】場所は東京の議員会館ですか。

【知事】これは、決まったのかな。後で……。自民党本部が議員会館か、どっちかだと思います。17日の午前中です。また決まりましたら御連絡をします。

【記者】時間としてはどれくらいですか。1時間程度。

【知事】1時間か1時間半だと思います。

【記者】被災者住宅再建支援法案の話ですが、このことについて国会議員の皆さんの間には、どのような状況と申しますが、どういった動きになっていると申しますか……。

【知事】私の知っている範囲では、超党派の国会議員の勉強会というグループがあって、そこで被災者住宅再建支援法案というものが、文面は一応まとまった状況でありますけれども、しかし、それを本当に法律として提案をして成立させようと思うと、いろいろな課題があるのだろうと思うのです。議員立法として出す場合でも、やはり関係の官庁との間に大筋の合意がないと執行できませんので、その合意という面になると、国会議員の皆さんの間でもいろいろ異論反論があるようでもありますし、それから、官庁の間には大きな隔たりがあるような印象を受けています。ですから、これをこれからどうやって埋めていくのかというのが、この法案の行方を左右することになるだろうと思います。

そういう面で、今回鳥取県が考えた施策というものが、何か参考になるのではないかとご関心だと思います。

平成12年11月20日(月)

12月補正予算での震災対策経費について

【記者】12月補正予算で、震災対策についてかなり取り組んでおられるようですがそれについて考えを。

【知事】そうですね。応急のもの、当面必要なものは、先般の臨時議会、それからそれに先立つ専決処分では予算は組みました。それ以外のものから取り組まなければいけないものを出しておりますが、例えば災害拠点病院について、通信面での整備を行っているとか、それから、震災の記録をちゃんと後世に伝えるための取り組みでありますとか、それから、本県が今回被災した災害に対してどのような対応をとったのか、それ

は他県のこれからの取り組みに参考になる面もありますし、我々の反省点もありますので、これを多くのかたに共有をしてもらいたいし、それから、もう二度とあってほしくないですが、これからも本県で災害があるかもしれませんから、そういうときのために、これまでの他県の取り組み、経験の共有も我々もしたいと思っておりますので、そのために、多分シンポジウムという形式になると思いますが、情報交換、情報共有の場を持ちたいと思っております。そんなことを中心にした地震対策関係経費を計上したいと思っております。

【記者】 シンポジウムというのは大体いつぐらいを目途に。

【知事】 多分2月ごろになると思います。

【記者】 防災対策についてのシンポジウムですか。

【知事】 特に地震についてです。例えば事前の備蓄とかマニュアルとか訓練とかのあり方、それから初動のあり方、市町村と県との関係、自衛隊などの関係機関と行政との連携、ボランティアの皆さんの協力、ライフラインの復旧の課題、いろんなポイントがありますので、そういうものを少し類型化をして、分科会なども設けながら、専門家の間でも深めていきたいと思っております。

それから別途、これはかなり学術的になると思いますが、地震の予知とか、今回の地震発生後のその後の余震の動向とか、そういう点について、今回も鳥取大学の西田教授の力を随分借りましたけれども、今回の地震を一つの題材にして、この地方の地震の起こり方とか発生メカニズムとか予知とか、そういう問題について協力をしながら研究を進めていきたいということも西田先生のお考えもありまして、これは今回の予算ではありませんけれども、別途協力をしていきたいと思っております。

【記者】 シンポジウムは全国から集まって来るわけですか。

【知事】 ええ。これはなるべく多くの皆さんに他県から参加をしていただきたいと思っております。それは2つの意味があって、我々も、例えば卑近な例では阪神・淡路大震災を受けて、それを克服してこられたかたの知恵も、我々のこれからの問題として聞きたいですし、それから、静岡【県】とか、それ以外の県でも地震について準備を進めてきておられる県が随分ありますので、そういうところのお考えも聞きたいし、逆に我々の今回の経験というものも、恐らく参考になる点が多いと思っておりますので、その点も広く共有していただきたいですし、そういう意味での情報公開、相互交流の場にしたいと思っております。

【記者】 会場は米子市ですか。

【知事】 これはまだ決めていませんが、恐らく米子市になると思います。

【記者】 シンポジウムは2日間ですか。

【知事】 2日間を考えています。

【記者】 先程の災害拠点病院の通信面ですが、具体的にはどういった中身になりますか。

【総務部長】 衛星携帯電話のようなものを考えております。

【記者】 それは全県でということですか。

【総務部長】 主要な病院で。

【記者】 県下の大きな病院で。

【総務部長】 はい、例えば県立中央病院といったレベルの病院です。災害時の拠点となる病院に設置する場合に一定の助成をしましょう。国の補助に基づいてやっています。

平成12年11月30日(木)

鳥取県西部地震による住宅の液状化被害等に対する助成について

【記者】 米子市の液状化被害関連ですけれども、公設の排水路が壊れて、県は助成の方を示されたのですけれども、地元住民の方は、全面補償を求めている状況にあるのですが、知事は今、その状況をどういうふうにご覧になっていらっしゃいますか。

【知事】 これは、私もまだ詳しくは伺っていないのですが、27日だったと思いますが、大沢川の関係の皆さんの対策協議会みたいなものがあった、それと県の米子の振興局の石村局長との間で話し合いが持たれておいて、そのときに県の方は今回、補正予算で助成事業として、液状化というよりは、あえて言えば土管の上の被災者に対して助成措置を講じようという考え方を持っているわけですが、被災者の皆さんは助成ではなくて補償だということになって、かなり食い違いがあるわけです。これは、これからよくお互いに意見交換をして話し合ってみなければいけないと思っております。

補正予算で出します趣旨は、もう年末も近づきますし、もし早く復旧したいというかたがたも、ずっとこれから調査が終わって、いろんなことが詰まるまで手がつけられないというのでは困ると思いますから、そういうかたは早く手をつけられるようにしたかどうかというのが趣旨です。

といいますのは、皆さんも御承知かと思いますが、あそこはいろんな複雑な経緯があって、もともと農地であったところに土管を埋められて、そういうことがよくあるわけです。ところが、そのうちだんだんだんだん市街化してきて、その際に、土管が埋まっていることを承知の上で家を建てられたかたもおられるようですし、それから、中には知らないでつくられたというかたもおられるようです。そういうときに、補償問題などを一つ一つ詰めていくと、恐らく随分時間がかかるものなんです。いずこに責任ありやということも詰めていくと、それまでずっと今の状態のまま待っていただくというのが本当にいいのかどうかというのは、少し懸念があるものですから、この際早めに片をつけるというかたには、今回の制度を利用していただければいいかという考え方で出すのです。

ただ、それでは納得できないというかたもおられるようですから、それはそれで県と米子市でちゃんとよく話を聞いて、どこで折り合えるのかは、これからよく相談をしていかなければいけないと思っておりますが、恐らく時間がかかるのではないかと心配しております。

【記者】被災住民に選択を広げたというわけですか。

【知事】 そうです。一つの選択肢だと思っただいたらいと思います。

平成12年12月25日(月)

被災地視察等について

【知事】 災害の関係ですが、今日第4回鳥取県西部地震災害復興本部会議を開く予定にしております。それから、明日、私と一部の幹部で被災町村の視察に行きます。年末までにもう一度行って現状を見てみたいと思っておりますので、明日、時間がとれましたので行ってみたいと思っております。そこで、町村長さんとか被災地の皆さんから当面の様子を伺って、今後の課題についてももしっかり把握をしておきたいということでもあります。

平成12年12月28日(木)

一年を振り返って

【知事】 今年1年を振り返りますと、やはり一番大きな印象を持ったのは、鳥取県西部地震の発生とその復旧・復興であります。おかげさまで、この地震によって生命を失うかたがいなかったというのは不幸中の幸いでありましたし、我々復興に努めている者にとって、本当に一人でも命を失われるかたがおられましたら、やはり気が滅入ったりするのですけれども、それがなくて、いわば表現はちょっと適切ではないかもしれませんが、生き生きと復興作業に当たることができたというのは大変ありがたかったと思っております。被災された皆さんの生活面、精神面でまだまだ回復はしていない状況でありますけれども、年が明けてからも全力で回復に努めたい、支援をしていきたいと思っております。

震災復興支援の効果について

【記者】 今回の鳥取県西部地震で、被災地の人口流出というのが心配されたほどなのですが、これは復興補助という住宅再建支援の効果があるのでしょうか。

【知事】 私はあったと思います。最初に被災直後に現地を回りまして、被災されたかた、これは高齢者のかたがほとんどでありましたけれども、話を伺いましたときに、本当に皆さん困惑されていたわけです。直さなければ住めないけれども直す資力が無い。都会に出ている自分の子どもは、お父さん、お母さん、この際でこいと言う。だけど自分は住みたいというこういう不安があったのです。だから、あのままですとだんだんとそういう方向で、やっぱり子どものところに身を寄せようかという一つの流れができたのではないかと思います。早いうちに住宅再建支援策というものを打ち出したので、その辺が選択肢が1つ増えたのだと思うのです。300万円なら300万円を元手にして、あと幾らか自己資金とか、場合によっては子どもからの援助とかを足して住宅再建ができるかもしれないという一つの選択肢が増えたと思うのです。それを早いうちに打ち出したのはよかったですと私は思います。早いうちに打ち出したことによって市町村との詰めがちょっとできていなかったとか、そういうマイナス面も実はあったの

ですけれども、早いうちに選択肢を提示したというのとはよかったのではないかと思います。

先日、日野の生田町長さんが来られまして伺いましたら、今おっしゃったのと同じことで、若干のかたが米子市に出るとか流出というのは避けがたいものがありますけれども、多くの方がまだ地元に住む方を選んでいるという話を聞きまして、その時に具体的な話を聞きますと、300万円が公的資金で元手となるので、それに都会に出ている子どもさんが継ぎ足しをしてくれる、そういう事例がやっぱりあるとおっしゃっていました。

私は、それはそうだと思うのです。何もなしに子どもさんに何とか援助してくれと言ったら、それぐらいならこっちに来なさい、都会に来なさいという反応だと思うのですけれども、300万円あるから幾ばくか援助してもらえないかというが非常に言いやすいし、受け入れられやすい、応じやすいだろうと思うのです。そういうことが流出防止につながったのではないかなと思います。

平成13年1月4日(木)

新年の課題と取り組み

〔知事〕今年も課題が山積ですが、思いつくまま申し上げますと、1つは、やはり昨年10月6日の震災の復興がまだ道半ばでありますので、この震災復興に引き続き全力を挙げたいと思いますし、その震災のときの経験をこれからの防災対策に生かすように、市町村とともにさらに防災体制の充実に努めてまいりたいと思います。

震災復興の課題について

〔記者〕震災復興道半ばということでもありますけれども、今年まだ何が一番課題で、どういことを2001年に取り組んでいきたいとお考えですか。

〔知事〕公共施設の復旧は、査定も順調に終えたり、残っているものもありますが、順調に進んでいると思います。これはですから既存のこれまでの制度にのっとって全力を挙げて復興に当たっていくということだと思います。

問題は、やはり住宅及びその関連でありまして、方針をもちろん示しておりますし、制度もつくりましたが、現場の方でなかなか人手が足りないとか、業者の皆さんの余力といえますが供給が追いつかないということで、まだ住宅再建とか補修が終わっておりませんので、これが円滑にいくように努力をしたいと思います。

それから、一部大沢川の関連では、昨年末にやっと調査が終了したといいますが、全部ではないと思いますが、調査がある程度めどがついたということで、それに基づいてこれから具体的な復興についての取り組みが必要になると思います。これらについて行政がどういう役割を果たすべきなのか、これについても、これは個別の問題ではありますが、現場の住民の皆さんにとっては大きな問題でありますので、米子市と協力をしながら取り組んでいきたいと思っております。

あと、やはり日々刻々現場の実態というのは変わってまいりますので、私も昨年末にもう一回現場に行こうと思っていたのが、雪のため行けませんでしたので、なるべく早いうちに赴いて、直接お話を伺って、必要なことは対応していきたいと思っております。

それからもう1つは、2月の初旬に震災復興フォーラムを米子で開催いたします。これは全

国に呼びかけておりまして、私も全国知事会の場合各県の知事さんに関心を持っていただくように自ら説明をしてみたいと思っておりますけれども、今回の鳥取県の震災の体験というもの、これは不幸な出来事でありましたが、一方で非常に得難い体験でもありましたので、これを多くの皆さんと共有をして、これからの防災対策とか災害復旧に生かしていただきたい。我々もそれを風化させないように、この体験を持続させたいという願いを込めて震災復興フォーラムをやりますから、これもぜひ成功させたいと思っております。

それから、これは震災復興ではありませんが、もう一歩乗り越えるわけですが、今回いろいろ反省もありますので、これを市町村の皆さん、それから防災関係機関の皆さんと情報交換、情報共有をして、これからの鳥取県の防災対策の一層の充実に努めていきたいと考えております。

平成13年1月9日(火)

鳥取県西部地震被害に係る 査定状況等について

〔記者〕知事、鳥取県西部地震の関係なんですけれども、激甚災害指定に向けた被害額の算定、査定作業というのが進んでいると思っておりますけれども、県単独で指定されるようなそういう制度の改正要望をこれまでされてはいますが、そういった査定の動きも絡めて、今後どのように激甚災害指定に向けて取り組まれるお考えでしょうか。

〔知事〕この後、土木部長の方から災害の被害査定の状況の報告をする予定にしています。それを見ていただくと思うのですが、結論からいうと、我々は、県単独で激甚災害の指定制度があってもいいのではないかと、いわゆる県版の局地激甚災害の指定があってもいいのではないかと、そういう制度改正をお願いをしたわけですが、その際は、今町村が受けているのと同じような基準、一定の基準が後で説明ありますけれども、町村が指定を受けられるような、それを県に引き直した場合に町村であつたら受けられるような、そういう激甚災害の指定制度があってもいいのではないかとお願いをしてきたのですが、査定の結果を見ますと、仮にその制度改正が実現したとしても、クリアしない程度の災害の査定状況であったという結果が出ましたので、それはもうあきらめなければいけないと思っております。

あとはですから、それぞれ土木や農林の被害状況に応じて、個別の市町村ごとに局地激甚災害の指定になるかどうか、そこがこれから一番注目しなければいけないところだと思います。言うなれば、当初予想していたよりも被害額がさほど大きくなかったという結果が出ましたので、これはやむを得ないのかなと思います。

〔記者〕市町村別に見ていきますと、指定の網にかかるところとかからないところが出てくるということですか。

〔知事〕そうです。出てきます。

〔記者〕そのかからないところに対しては、県としてどういふふうにかやをしていけますか。

〔知事〕これは、かかるところとかからないところというのは、ここで何回も申し上げたと思うのですけれども、激甚災害の指定というのは、被害の

大きさと、それからその地方団体の財政上の体力との相関関係で決まるわけで、被害を受けたところというのは、したがって財政力の弱いところに大きな被害が起こったと、典型的な例でいいますと、指定に当たらない市町村というものは、体力が大きいのか、被害が少なかったかということですから、ある意味では自動調節作用といえますが、それが働いているのだらうと思います。したがって、オール・オア・ナッシングとは違いますが、指定が漏れたところに何か極端に手厚いことをしなければいけないということではないと思っております。

ただ、災害当初の支援物資をかなり送ったりしましたけれども、あれの処理について、これは災害救助法の世界ですけれども、それで大きな差が出るということは避けたいと思っておりますが、その辺は少しこれから細部を詰めていきたいと思っておりますけれども、激甚災害の指定の有無によって何か県が市町村に対して財政上の特別な差を設けなければいけないということはないのではないかなと思っております。

あとは、激甚災害に指定されますと、国庫補助率が非常に高く上がるという面があるのです。逆に、指定されなければ、単独の災害復旧事業債の適用があつて、これについては後年度相当手厚い交付税のアフターケアがあるものですから、結果的に見ますと、そんなに極端な差が出ることはないのです。財政上の措置として比べてみた場合に、

平成13年1月16日(火)

防災対策等について

〔記者〕明日の17日で阪神・淡路大震災から6年ということでもありますけれども、鳥取県西部地震を踏まえて、鳥取県だけに限らず日本全体、防災でどうい問題があるかということについて、また復興について、もっとこうの方がいいじゃないかということ、改めてありますか。

〔知事〕防災面の体制をしっかりとすること、それから意識を常に弛緩しないように緊張感を持っておくということ、これは鳥取県だけではなくて全国でそうあってもらいたいと思います。そのことが初動から始まるいざというときの対応に大きな力になると思います。我々の行ってきた1年半の取り組みも一つの参考にはなると思いますので、フォーラムなんか、今度2月6日にやりますけれども、シンポジウムなんかで披露しますので、それはぜひ参考にしていただければと思います。

それから、復興については、住宅再建支援というものが、これまで一種のタブー視されてきたわけですが、我々はやむにやまれず地域の再建のための欠かせない施策だということをやったわけですが、それに対していろいろ議論があると思っておりますが、大いに議論したらいいと思います。私は、できれば今回鳥取県がやったような施策が、これから被災をした、大きな災害に見舞われた地域でなし得るような、今回鳥取県で行った程度の地域復興のための住宅再建支援というものを採用し得るような、実施し得るような、そういう枠組みを全国でできればつくりたい、つくってもらいたいと思っておりますので、その働きかけをこれから国や他の地方団体にしていきたいと思っております。

それは、決して全国知事会がまとめて、それをもとにして現在超党派の国会議員の皆さんがまとめた上限850万円を基本にした共済、全国一律強制加入のああいう制度ではなくて、任意でもいい

と思うのです。任意でいいと思います。むしろ任意がいいと思います。今回のような被害があったときに、地方団体が中心になって、その地域を守るための住宅再建支援を行う。その財源を国と任意の地方団体が事前につらえておく。そういう枠組みをつくったら、できたらいいなと思っておりまして、そういう働きかけをしていきたいと思っています。

幸い本県出身の相沢代議士が、超党派の議員連盟をずっとやっておられたのです。相沢先生にも、今の法案、つくられた法案というには私はちょっとなじみがたいものがあるということを申し上げておきました。相沢先生も、自分もそう思うと言っておられましたので、相沢議員などもよく連携をとりながら、被災した地方団体が地域復興のための住宅再建支援策をとりやすいような、とり得るような、そういう全国的枠組みの創設に向けて努力をしたいと思っています。

【記者】 東部でちょこちょこ、昨日も揺れましたけれども、何かそれに対する訓練みたいものは。

【知事】 とりあえず明日中部で訓練しますけれども、この間防災監にも指示をしまして、東部でも市町村と一緒に、なるべく早いうちに訓練と一応の準備、マニュアルの点検をやるということとを相談しているところです。地震が起こるなどというところをいけませんので、いつ起こっても被害が最小限に食い止められて、準備不足だったのがゆえになくてもいいような被害が拡大したとかそういうことのないように、よく事前準備をしておきたいと思っています。

平成13年1月29日(月)

住宅復興補助金に関する 来年度予算について

【記者】 鳥取県西部地震の関係ですけれども、住宅復興補助の関係は、まだこれから相当出てくるのでしょうか、新年度の当初予算でもかなりの額を計上する予定ですか。

【知事】 ある程度出てくると思います。といいますのは、平成12年度で全部済むわけではありませんので、13年度にかかってから事業といえますが建てかえとか補修が行われるというケースが相当多いわけですので、13年度にもかなり出てきます。あまり年限を区切って、いつまででないという、どこかでけじめはつけなければいけませんけれども、あまり性急にいつまでにしなければいけないということを今はしたくありませんので、少し余裕を持った方がいいと思っています。

【記者】 それは補正以上の額を想定しておられるのでしょうか。

【知事】 そんなことはないと思います。当初11月の補正予算、臨時県議会でやりました補正予算のときにつけましたものが、必ずしもあれが全部消化されているわけではありませんので、執行されているわけではありませんので、あれが不用額になるのか繰り越しになるのか、どっちになるのか、そこで不用になったものがありますから、いずれにしてもそれは来年度また使えるようにしなければいけませんし、それから、補正予算の中に入っていなかったもの、見込んでいなかったもの、それは来年度計上することになると思います。

神戸の時のことを聞きますと、期間を決めてある一定の、そんなに長くない一定の期間内に取り壊さなければ、もう解体の援助が出ませんよというようなことがあったのだそうして、そこであまり被災者の皆さんが考えることもなく、とにかく壊してしまっただけというそういうことも耳にしましたので、その辺は少し余裕を持って判断できるようにしてあげなければいけないと思っています。

平成13年2月7日(水)

【知事】 昨日から今日にかけて震災フォーラムを開催いたしましたところ、全国各地から大変たくさん参加を得まして成功のうちに終わったこと、大変喜んでおります。

私どもの震災とその復興を通じて得ました得がたい教訓、私たちにっては非常に貴重な体験というものを皆さんに知ってもらいたい機会になりました。参考になる点は全国の自治体でぜひ生かしていただければと思いますし、一方では他県の、また他の自治体の取り組みというの、今回のフォーラムを通じて私たちがも学ばせていただきました。これは我々の今後の防災対策、災害対策にぜひ生かしていきたいと思っています。

今回「米子宣言」ということで重要な点をまとめることができました。これも大変喜んでおります。これからも防災に積極的に取り組んでいる全国の自治体が集まって、それぞれの取り組みについての知識、経験というものを共有していく機会をぜひ持ちたいと思った次第であります。

何はともあれ、マスコミの皆さんがたも含めまして多くのかたのご参加とご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【記者】 「米子宣言」に書いてあります住宅再建に関してですが、ここで国との協調を明記していますが、まず片山知事に、都道府県単位でできることについて今のお考えをお聞きしたいと思います。

【知事】 私は、これは決して強制とか全国加入とかそういう意味ではないですが、できれば全国的な規模で意欲のある自治体が、あらかじめ災害が起こった場合の住宅再建支援策を実施できる、その枠組みをぜひつくりたい。これは国と意欲のある自治体との共同作業になりますけれども。

目的は、今回我々がやりました地域再建のための住宅再建支援策、すなわち建てかえ300万円、修繕150万円というものでありますが、額は必ずしもそのとおりでなくてもいいですが、今回鳥取県がやった程度のことがこれから災害に遭った市町村、県で取り組めるような枠組みを事前につくっておいたらどうかということでもあります。一定の基準に基づいて基金をつくる。その基金に対して一定の基準に基づいて拠出をする。地方が半分、国が半分財源を出し合って、拠出をして基金をつくり、そして、いざというときにその基金からお金を該当する地方公共団体に交付する。それによって住宅再建支援を通じて地域の復興を図っていく、こういう枠組みをぜひつくりたいと思います。

そうはいいまして、国が直ちにわかりましたということも多分ないと思いますので、できれば鳥取県だけからでもその枠組みをつくって、まず隣より始めよってやってみようというのが今の私の気持ちであります。もちろんこれは県内の市町村の皆さんの同意も要りますし、県議会の同意も要り

ますので、今直ちに実現できるとまでは言いませんけれども、そういう考え方でこれから臨んでいきたいと思っています。それがもし実現できれば、それに呼応して多くの自治体と、そしてそれに国にもぜひ参加をしていただいて、全国規模の復興支援基金というようなものにつなげていけばありがたいと思っています。

【記者】 齋藤富雄兵庫県防災監にお聞きしたいのは、この考えを兵庫県ではどのように受けとめていらっしゃいますか。

【齋藤兵庫県防災監】 実は片山知事と今まで2日間、防災のことについていろいろご意見をお聞かせいただく機会がありまして、ほとんどのことは片山知事は防災に対して大変なご理解を得ているし、すばらしい知事だという、全く同一なんです。今の住宅共済のことは、実は鳥取県西部地震以前から全国知事会等で既に議論を始めている問題です。今の一つの片山知事のご提案はご提案として、やはり各自治体が足並みをそろえて国の制度をつくるという方向性も私は必要かと思いますが、そういう意味では、阪神・淡路大震災を経験した兵庫としては、従前から共済制度というのを強く働きかけをしております。この部分については、片山知事の先ほどのご提案も含めて、これからますます議論が深まっていくのではないかとこのように思っておりますし、いずれにしろ住宅再建支援制度が国の枠組みも含めて必要だという部分については一致をしているわけでありまして、これから各自治体を含めて国に働きかけていくということになるかと、このように思っています。

【記者】 知事、鳥取県から隣より始めていきたいということで、この場合、国が入らないで拠出というのは県と市町村が半々になるということですか。

【知事】 当面はそういうことです、もし県で始めることになりましたら。

いろんな議論があって、齋藤さんの言われたように、従前から阪神・淡路大震災の後、共済制度を基本にしながら住宅再建支援というものをやっという一つの流れというものがあり、それが今までなかなか実現していないのです。それにはいろんな理由があったのでしようが、今回の鳥取県西部地震をきっかけにして、ともあれ住宅再建支援というものをもちと真剣に議論しなければいけないということになったことは事実だろうと思うのです。したがって、今まで議論されてきたことも、その長所、短所もよく吟味し、それから今回私自身が震災を体験して、実際に鳥取県でやってきたことを、これぐらいのことが可能になればという現実的な案を我々は持っているわけで、いろんな案をこれから議論、検討していけばいいのではないかと、それで、現実的にできる案、よりましな案といいますが、最善の案というのはなかなか難しいですが、現実的によりましな案、より悪くない案を探していくということになればいいなと思っています。

【記者】 仮に知事の考えられている基金が成立したとしますと、都道府県の判断によっては隣同士の市でも拠出が受けられる市と受けられない市というのが生れるわけですね。それはそれでまた仕方がないことだということはお考えなのでしょうか。

【知事】 私は、これからの地方公共団体というのは、今までの護送船団方式というのはやっぱり無理があると思うのです。すべて足並みをそろえて強制的に全国津々浦々やっというというのは、やっ

ばり無理がある。地方分権の時代というのは、住民の皆さんの意思というものがより強く反映される時代になりますから、そうすると、いつ起こるか分からないものに金を出すのはどうだろうかという意見の強いところもあるかもしれないし、いやいや今からやっておこうということもあるかもしれないし、そういう住民の皆さんの意識という判断の差というものが反映されてしかるべきだと思うのです。したがって、それはもう選択と責任でありまして、任意の制度をつくって、参加すれば事前に拠出金も払わなければいけないけれども、いざというときには支援が受けられる。それから、拠出しない、参加しないところは、いざというときには支援が受けられないので、そのときにすべて自分でやるか、もしくは何もしないかというそういう判断、選択になるだろうと思います。これからの地方分権の時代というのは、選択と責任というものがセットになって世の中が動いていく、そういう時代だろうと私は思います。

【記者】もう言われているかもしれませんが、知事が共済制度ではなくて税方式をとると一番大きな根拠という理由というのは何ですか。

【知事】1つは、所有者本人の意思いかんにかかわらず、すべての住宅を無理やり強制的に保険に加入させるというのは、私はやっぱり無理があるだろうと思うのです。幾ら薄く、広く、少額であってもというのが1つ。

それからもう1つは、地震というのはめったにあるわけではなくて、いつあるかわからない。全然ないかもしれない。そういう非常に息の長い事柄を、これからずっと維持運営していくというのは、やっぱり無理があるだろうという気がします。しかも、全国3,200幾らの地方公共団体があって、それらが全部加入して、人が移動してもそれを後フォローするとか、途中で住宅がいろんな事情で滅失、建てかえというのはあるわけですが、そういうのをすべてフォローして引っ張っていく。中には滞納があったり行方不明になったりいろんなことがある中で、すべてを完結的に制度として運営していくというのは、私はかなり無理があるだろうと思いますし、それを徹底して公平性を確保しながら運営していくと思うと、それにはものすごいコストがかかると思うのです。ですから、そういう完璧な制度ではなくて、今回我々がやった程度の、大ざっぱと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、地域を再建するための住宅再建支援制度、今回やったようなものがとれる、そういう基礎、枠組み、その程度のものでできれば当面いいのではないかなという気がするのです。

ですから、例えば私が今考えていますのは、地方団体の負担分というものも地方に任せたいと思うのです。仮に国が半分、地方が半分となったとした場合に、地方の半分もそれぞれ任せたいと思うのです。例えばそういう制度ができれば、鳥取県だったらどうするかといいますと、私は市町村長さんに呼びかけて、加入しませんか、国が出した残りの半分の半分は県が出します。残りは市町村が出て下さいということで、県と市町村が折半。その際に市町村がどうやって財源を調達するか。これも市町村に任せたいと思うのです。例えばある市町村は固定資産税に上乗せするかもしれないし、ある市町村は一般財源で賄うかもしれないし、その辺も自由にしたらいいと思うのです。そういうふうに、あまり枠組みをきっちり決めて強制的に物事を運ぶよりは、柔軟にして任意、選択という要素をふやした方がいいと私は思います。

【記者】国を巻き込んでいくとすると、また国の論

理で公平性というものをを出して来るとは思いますけれども、任意で始めようというときに、公平性のところで国と意見の食い違いが生じるかと思うんですが、その辺を乗り越える論理というのはどういことになりますか。

【知事】それは、今の国のいろんな財政制度の中に、任意と選択に応じて国が付き合うという制度は幾らでもありますから、例えば早い話がいろんな補助金がありますけれども、手を挙げてその事業をやるといところに補助金を出し、そうでないところには補助金を出さない。既にもう選択によって国が財源措置をするというのはあるわけですから、そんなに致命的な問題ではないと思います。

ただ、一方では任意だから加入しないところがまだ出てくる可能性はあるわけで、そういうところはほっといていいの。いくら選択といっても、いざ地震があったときに何も手当てがないよという、そういうほっといたらいいのかという、そういう意味での議論は別にあるかもしれませんが、ただ、それも選択と結果責任だと私は思います。

【記者】鳥取県で始めてみようということですが、具体的なタイムスケジュールですが、あるいは市町村長さんなりにある程度の折衝をされるというのは。

【知事】まだこれからですけども、数人のかたには考え方は構想としてお話を申し上げております。米子の森田市長さんなんかは大賛成ですと言われておりましたけれども、案をちゃんとつくって、市町村長さんと相談をして、同時にあわせて県議会とも連携をとりながらというスケジュールになると思います。

【記者】大まかに1年、2年、3年とか、そういうのは考えておられますか。

【知事】そんなに2年も3年もということは考えておりません。

【記者】国にはある程度打診はしておられますか。

【知事】政府という意味ですか。

【記者】関係省庁という意味です。

【知事】この問題は、むしろどちらかというと超党派の国会議員の皆さんの中から出てきている話ですから、主立った国会議員の皆さんにはお話をしているかともあります。それから、昨年私、自民党の災害関係の合同部会に呼ばれて、そのときにも、今ほど詳しいことではありませんけれども、とにかく任意で拠出制度で国と割り勘でという話はその場でもお話を申し上げました。そのときには主要議員であります原田昇右議員、静岡県のかたですが、そのかたがおられましたので、そのかたにはお話をしておりますし、本県でいいますと相沢英之議員が関係議員として主要メンバーになっておられますので、その方にもお話をしましたし、先般、谷洋一衆議院議員にもお会いしましたので、あらましをお話し申し上げておきました。

いずれにしても、齋藤兵庫県防災監さんが言われた従来から議論検討してきたのも、その検討のまな板に乗っていきますので、それとあわせてまな板に乗せて検討の素材にしてもらいたいと思っていますので、なるべく早くまとめたいたいと思っています。

【記者】知事は支援額としては今回と同じ程度を

考えておられますか。

【知事】最低それぐらいをスタートにしたらどうかと思っています。コンセンサスが得られればもっと多くてもいいかもしれませんが、拠出ということとの兼ね合いで言えば、今回我々がやったことは、少なくとも鳥取県内では一応のコンセンサスが得られていますから、今回の枠組みが一つの例といえますが、リーディングケースになると思います。

【記者】それは、建てかえと半壊などの修理までを含んだものですか。

【知事】そうです。

【齋藤兵庫県防災監】誤解のないように私から申し上げておきますけれども、私はこの記者会見に同席しておりますけれども、このフォーラムでそういうことが合意されたということではありませんので、もちろん片山知事の確固たる信念で片山知事のご提案だと、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

【知事】それはマスコミの皆さんもよく注意してください。これは私の持論でありますから、齋藤さんも巻き込んで米子震災フォーラムの2つ目の住宅再建支援の早急に具体化というのが、そこまで内容を含んでいるものではありませんので、齋藤さんも含んで「米子宣言」で合意したのは、とにかく何らかの住宅再建支援策を早急に検討する必要があるということまでで、具体的な構想は私の個人的な持論でありますので、ぜひ誤解を生じないようにしていただきたいと思っています。

【記者】額のことにごこだわって悪いのですが、県が打ち出した300万円、150万円というのがベースにあるのか。それとも相沢議員らの超党派のは、たしか850万円とかという数字が上がっていたと思うんですけども、これから煮詰めるにしてもどの辺に置かれるのか。

【知事】先ほど言いましたように、今回鳥取県で実行したのが300万円、150万円というのでスタートしたわけで、そのスキームというのは鳥取県ではコンセンサスを形成したわけですから、それをベースに考えてみたいということでありまして、仮にこれがもし多くの自治体や国の賛同を得て日の目を見るということになった場合には、額をどの程度にするかというのは、そこで改めてコンセンサスを得たいのではないのでしょうか。

【記者】震災フォーラムを通して全体の感想が何かありましたら。

【知事】私は正直言いまして、今回多くのかたに集まっていたきたい、できれば県外からも多くの参加を得たいと思っていましたが、こんなにたくさんのかたにご参加いただけるとは思っていませんでした、正直なところ。それは、とりもなおさず全国の各県、各自治体で防災対策、なかなか震災対策というものに対していかに関心が深いのか、そして皆さん切実な意識を持っているかということも改めて痛感いたしました。といいましますのは、単に参加者が多いというだけではなくて、私も全体会議で講演をしたり、その後のパネルディスカッションで、今日もそうですがコーディネーターをしております、会場における皆さんの雰囲気、視線、そういうものが本当に真剣であるなという印象を受けましたし、昨日、質問の機

会というものも参加者の皆さんに持ってもらったのですけれども、そのときも真剣なものが随分たくさん出てきて、そのすべてを紹介できませんでしたが、そういう質問の出ぐあいを見ても、本当に切実に真剣な問題意識を持ってご参加いただいたという意識を持っています。ありがたいことだと思います。

【記者】 具体的にこのフォーラムを通して鳥取県西部地震での課題といましょか教訓といましょか、そういうのは何か感じられたことがありますか。

【知事】 フォーラムを通してですか。

【記者】 例えばいろんな意見が出たと思いますが、その意見交換の中でなくてもいいと思いますが、今回の鳥取県西部地震での教訓という課題というか、そういうのは何か。

【知事】 このたび他県の事例を聞いて改めてということですが、箱根町の防災課長さんが来られて防災体制のことを伺いましたけれども、私は今回の地震を体験しまして、県内の町村の防災体制というものをもっと強化しておかなければいけなかった。これは県の問題というよりは市町村の問題かもしれないけれども、もう少し町村の防災体制、これは組織面でも人材面でも意識の面でもそうですけれども、もっとも強化しなければいけないと思いました。

箱根町のあり方というのは、全国でも最も進んだ方だろうと思うのです。町村の規模で1万4,000～5,000人ぐらいの人口だろうと思いますけれども、そこで防災課というのを一つ設けているというのは希有な例だろうと私は思うのです。ですから、鳥取県の39の全部の市町村にそこまでやってくださいとは申しませんが、しかし、学ぶべき点は多いだろうと思いました。

【記者】 知事以外のかた、2日間参加された感想をそれぞれお話しただけですか。

【山崎NHK解説委員】 NHKで防災の解説委員をしております山崎と申します。去年、鳥取県西部地震のマグニチュードを聞いたときに、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュードだということで、目の前に阪神・淡路大震災を取材したときのことから脳裏をよぎって大変辛い気分になったことを今日あらためて思い出してはいたけれども、私は今まで災害を取材してきて、災害の対策というのはやっぱり地道に積み上げていくことがとても大事なことなんだろうというふうにしておりまして、こうしたフォーラムを通じていろんな教訓をみんなで出し合って、それを生かしていくという取り組みは、1回だけではなくて、地道に積み上げながら少しずつ防災対策を進めていってほしいなというふうにしております。

【齋藤兵庫県防災監】 一口に言いますと、このフォーラムは大変有意義であったというふうにして思っています。阪神・淡路大震災の体験をした県としましても、阪神・淡路大震災の教訓が随所に生かされた対応が鳥取県西部地震の場合でも行われている。あるいは阪神・淡路大震災以降今日まで、そういう教訓を生かす対策がとられてきているということが、鳥取県西部の具体的な対応の中にも生きているということを実感いたしました。そういう中で、阪神・淡路大震災の教訓と、そしてこのたびの鳥取県西部地震の対応の教訓と、これをプラスして、さらに全国に発信するような努力を重ねてもらい

たいというふうに思っています。そういう意味では、ぜひもっと細部にわたっての検証をしっかりと残していただく事業も引き続き展開をしていただきたいと、こういうふうに思いました。

【門脇日本水道新聞社長】 水道の専門の新聞をつくっています水道新聞の門脇といいます。私は、昭和39年の新潟地震以来、水道関係の地震の取材にはほとんどお伺しております。その中でやはり感じるのは、地方地方によって、また規模も全然みんな違うということです。その対応の仕方もみんな違いますし、そういった点で少しでも共通点のある面は皆さんが共同で研究し、なおかつ毎回毎回見直ししながら次へのステップを積んでほしいなというふうな感じがしました。とにかく県外から820人も集まったというふうなこういったフォーラムは、私はあまり見たことがないものですから、成功だったのではないかなと思います。

【原田鳥取県立精神保健福祉センター所長】 私の方は災害時のメンタルケアということで、地元の町の保健婦さん、それから保健所の保健婦さん、そして学校の養護教諭のかた、福祉のかた、ドクターという中でコーディネーターをさせていただいたのですけれども、私の分科会は日ごろから既に現場の中で一緒に活動した人同士という形でのディスカッションであったのですけれども、それでも当初こんな苦労があったとか、当初こんなことに気を遣ったということ、まだそんなことあったという形で、みんな非常にきめ細かく、そして試行錯誤しながら一つ一つの出来事に対応していかれたのだなということ改めて実感いたしました。現場の保健婦さん、そして学校の先生が、本当に頑張ってやってこられたのだということを実感いたしました。

それと、他の分科会でも住宅支援策であるとか、あるいはボランティアの人たちの活動であるとか、私たちと同じような活動をしながらでも、私たち自身が当時十分把握できていなかった活動が、住民のためのメンタルケアに直接なり間接的なり、かなり役立っていたのだという実感がありまして、本当に多くの人の協力の中でこういったメンタルケア活動ができていたのだなということを実感させていただきました。

【牛田鳥取県社会福祉協議会ボランティアセンター所長】 私の方はボランティアの取り組みだったわけですが、全体的には非常にいい経験といえますが、それなりに評価を受ける取り組みができたというふうには評価していただきました。ただ、今日午前中の話をやっておりますと、もう少し細かいところで検証していかなければいけないという点や、全体会でも申し上げましたが、ボランティアも含め住民のボランティア活動に対する意識啓発がまだまだ足りないという点があって、20年間ボランティアについての啓発を住民に対してやってきたつもりであったのですが、いざというときにはなかなか自分から頼みたいと言えない県民の姿を見たときに、私どもの力がまだまだ及ばなかったなということを実感しております。今日は、今まで以上のボランティアに対する住民の認識を変えるためのいいきっかけになったと思っております。

【記者】 片山知事、申しわけありませんが、昨日のパネルディスカッションで、対応についていろいろい面があったのだけれども、反省点を2つ挙げられました。1つは、米子市内の例を挙げられましたが、まだまだ住宅対策などが終わっていないということがありました。それから、全壊、半壊の判定についてはやはり見直しが必要なんだ

と言われましたが、それは今後どういうふうに取り組まれるでしょうか。

【知事】 最初に言われたのは米子の米子の大沢川の周辺の話だろうと思うのですが、今日の第2分科会の際にもちょっと申し上げたのですけれども、私、けさも大沢川の住民の代表の皆さんとお会いしたのですが、とにかく早急に支援策を決めて復興に取りかかりたいということで大筋考え方が一致しましたので、支援策を米子市と相談していますので、早晩お伝えしたいと思っています。これで安倍彦名団地に続いて大沢川の問題が解決をすれば、住宅問題というのは道筋が全部決まるということになると思います。

それから、全壊、半壊の基準を見直す必要があると私は申し上げたわけではないのです。というのは、全壊、半壊というのは役所外のいろんな制度で、全壊だったらこういう支援策があります、半壊だったらこういう手当がありますというのがいろんな分野であるわけです。そのために一つの行政のサービスと言うと変ですが、全壊、半壊の認定というものを市町村長がやるという、事実上そうなるのを市町村です。それはそれで、そういう認定をしてさしあげればよいと思うのですが、我々が住宅再建支援をしようとした場合に、全壊、半壊というものに寄りかかって、これに依拠しながらやるということになると、後々非常にいろんなトラブルが発生するなということは、これは兵庫県の皆さんから教わったのです。そこで、我々が今回導入しました住宅再建支援策には、全壊とか半壊とかという基準を一切使わないという取り組みをしたのです。ですから、これは反省点というよりは転ばぬ先のつえをやったわけ、これからは全壊、半壊というものにあまり依存しない、特に格差がすぐ出るような制度の場合に、全壊、半壊にあまりにも依存してしまうということはない方がいいだろうということでありまして、別途政府の方で全壊、半壊の基準を見直すということがあるようでありまして、これは大いに見直していただきたいと思います。というのは、私も現場で見ましたけれども、全壊、半壊といっても、典型例はともかくとして、境界領域にあるもの、全壊事例を見ますと、どっちに転んでもおかしくないという例がいっぱいあるのです。そういうものを割り切って、これは全壊、これは半壊とやる場所にちょっと無理があり、それが後世といいますが、その後において大きな不公平感を生じさせてしまうということになっているのではないかなという気がします。その辺の見直しは必要だろうと思います。

兵庫県のチームの皆さんが来られたときに、私どもの方のスタッフが兵庫県の皆さんから聞きたかったのは、罹災証明の発行の仕方とか全壊、半壊の認定の仕方というのを聞きたかった、そういう問題意識があって我が方のスタッフが兵庫県の皆さんに来ていただいた聞いて聞きたのですけれども、私、それを聞いていまして、やっぱり全壊、半壊というものにあまりにも重きを置き過ぎると、かえってトラブル、混乱するのではないかと、そういう新しい問題意識を持って兵庫県の皆さんにお伺いしましたら、そのとおりです、後で大変困ったのですという話を聞いて、それが本当にさき言いましたように転ばぬ先のつえになって、よかったですと思っております、あらためて感謝を申し上げます。

【記者】 ボランティアで頼みにくいというのは、県民性ですか、日本人の国民性ですか。

【牛田鳥取県社会福祉協議会ボランティアセンター所長】 先月20日と21日に「防災とボランティ

アを考える集い」というのが東京でございまして、災害各地の中心的リーダーの人たちが集まって話し合いましたけれども、全国どこもそうですって。国民性ですね。

【記者】神戸もやっぱりそうですか。

【齋藤兵庫県防災監】そうです。特に兵庫県は鳥取県と陸続きの部分がありますので、同じような感じかもしれません。

ちょっと聞かれていないのに言うのもどうかと思いますが、私はこの米子フォーラムは大変有意義だったというふうに申し上げましたけれども、どこがほかのフォーラムと違うかという、皆さんお気づきになっていると思いますけれども、パネラーがいわゆる学者と言われる人がほとんどいない。まさに実践家といいますが、災害対応を実際にやっている人たちが主としてパネラーになられているということから、やはりいろんな意見も実際に困っていることとか、あるいは疑問に思っていることが討議をされ、発表されたという思いが、私どもが幾つかの震災に関するフォーラムとかシンポジウムに出たのと違う、大きな違いのこのフォーラムでは感じました。参考までに。

【記者】齋藤防災監にお伺いしたいのですが、初日に鳥取県の災害対策本部の報道対応を高く評価していたような印象を受けたのですが、例えば兵庫県でも同じようなシステムを導入するお考えはございますでしょうか。

【齋藤兵庫県防災監】兵庫県では、私、震災のときに報道対応の責任者だったのです。阪神・淡路大震災のときは報道対応の責任者をしていたのですが、大変困りました。話せば長くなりますから申し上げませんが、これは行政側だけの問題でなしに、報道機関側にも大変問題があるというふうに認識をしております。ただ、今回の鳥取県西部地震でとられたように、要は一心同体だとおっしゃいましたけれども、そういう情報公開というのはあるかなという思いです。

実は兵庫県では、昨年の8月に災害対策センターという災害専門棟を造りました。そこには報道機関の専用室を設けまして、災害対策本部の映像が入る、音声も入るという部屋をつくっています。ですから、直接災害対策本部の中で記者の皆さんと一緒に作業をするのではなく、同じ建物の中で、こちら側が操作すれば音声が入る、映像が入るといふようなシステムをつくっておりますので、行政の都合によって公開されたり公開されなかったりという部分がありますけれども、一歩近づいているというふうに思います。

ただ、私は、今回片山知事は成功だというふうに思っておられますし、私もそう思っていますけれども、もう少し検証が要るのかなという思いです。対応される期間が非常に短いといいますが、幸いにして大きな被害でありませんでしたから、災害対策本部そのものの開催日程が3カ月も4カ月も続くという状態でないというふうな問題もあると思います。ですから、すべての災害でこの方式を即取り入れるのがいいのかどうかというのは、もう少し検証が要るのかなというのが正直な感想であります。

【記者】さっきの住宅支援のことで、知事としてはほかのところと横並びというのではなくて、鳥取がやるとしたらいつ頃をめどにされますか。

【知事】先ほども申しましたように、これは手順がありますので、県内の市町村との相談、それから県議会との相談が要りますから、そういう手順を

なるべく早く踏んでいきたい。鳥取県でまず俣より始めよ、できれば外に向かって賛同を求めていきたいという考えであります。

【記者】新年度からというわけでもないですか。

【知事】そのための予算なんかは計上していませんというか、今予算の最終段階に入っていますけれども、それを盛り込んでいくわけではありません。これからであります。

平成13年2月19日(月)

鳥取県住宅再建支援基金(仮称)について

【記者】住宅再建の基金ですが、県内の中でも市町村の基本的には自由意志という考え方で進んでいますか。

【知事】そうです。また町村会の役員の方々とお話をすると取材をしていただいたら結構だと思いますが、基本的には任意の制度にしたいと思っています。

【記者】案というのは具体化にはどう……。

【知事】今最終調整をしまして、朝私もまた手を入れたりしたものですから、まだできていませんので、昼までにはできると思います。

【記者】この案を持って21日(自然災害から国民を守る国会議員の会)にまた話をされるのですか。

【知事】その案の話もするつもりです。

【記者】趣旨というのはこれでもお話しされたように、まず鳥取県から動きをとということになりますでしょうか。

【知事】そうですね。本来、全国的な規模でつくるのが一番望ましいと思いますが、それを待つからでは、百年河清を俟(ま)つということではないと思いますが、相当長期間を要する可能性がありますので、まず鳥取県からだけでも必要なことはやっていこうということで、県内の市町村に呼びかけたいと思っています。

【記者】超党派の国会議員の会への出席、これはオブザーバーということになりますでしょうか。

【知事】これは柿澤弘治衆議院議員から直接依頼を受けたわけですが、出席をして、先般の鳥取県の住宅再建支援制度のてん未とか、今後住宅再建による地域復興についてどういう考え方をしているのかを述べてもらいたいという要請がありましたので、出席することにしたわけです。

【記者】それは自民党だけのものではないですね。

【知事】超党派です。

【記者】予算化の時期ですけれども、新年度に入ってから補正を組むということになるのでしょうか。

【知事】そうですね。市町村の任意ではありますが、どこも加入しないということになった

ら空振りになりますから、市町村と相談をして、やっぱり大筋市町村の了解、合意に達した段階で予算化をしたいと思います。

【記者】早ければ6月の補正で。

【知事】そうですね。早ければそうなると思います。

【記者】当面県の方では基金にどの程度、県側としてはどの程度のもの……。

【知事】今つくっていますのは、全部の市町村が加入したとした場合、1年間に県が1億円程度だと思います。同額を市町村が拠出するという案を持っていますが、これは市町村の意見も聞いてみたいと思います。

【記者】39市町村で同じ1億円ですか。

【知事】そうです。39市町村で1億円、全部入ったとして。それに見合いの額を県も同額拠出するという案にしています。

【記者】住宅再建支援のことですけれども、例えば39町村が全部入ったとして、今回のような西部地震が起こった場合に、西部の再建にその基金を使うということですか。

【知事】そういうことです。

【記者】基金の名称は。

【知事】鳥取県住宅再建支援基金という名前、これは仮の案ですけれども。

【記者】地震のみの限定になりますでしょうか。

【知事】いえ、これは地震だけではなくて、風水害を含む大きな自然災害を想定しています。それで、基本的には住宅の財産保全というのは、地震保険を含めた個人の保険が基本だと思うのです。それはそっちの方で保険制度の充実とか保険制度の加入というものが促進されなければいけないと思います。しかし、他方では、地域を再建するというのは国や自治体の役割でありますから、その観点で住宅再建に支援をすることによって地域の復興を図る。これは道路や河川の公共施設の復興を図ると同じような意味合いで、住宅再建に支援をすることによって、それを通じて地域の再建を図るといふという観点もあっていいのではないかと、あるべきではないかと思って考えたいわけです。

【記者】基金の適用のレベルですけれども、どの程度を。ケースバイケースでしょうか。

【知事】これは、てだめというわけにいきませんから、行き当たりばったりというわけにいきませんから、客観的な線引きといいますか基準は決めたいと思います。まだそこまで県独自で決めるには至っておりません。これは市町村の意見もよく聞いてみなければいけませんし、これが仮に全国的な制度に発展していくということになりましたら、その段階でまた大いに全国で議論をされるべきことだろうと思います。当面は鳥取県の中で、県は県の一応の考え方を持っておりますけれども、それについて市町村の意見も聞きながら決めていきたいと思っています。

【記者】市町村は、これから市町村合併ということになりますか、市町村の算出方法というのほど

うなりますでしょうか。

【知事】 それも、複雑なのは避けたいので、いろんな考え方があると思いますが、例えば住宅の戸数で案分するというのが有力かなと思っています。基金の拠出目標額を決めて、そうすると1年間の基金の拠出額が決まってきます。その市町村分が決まってきますから、それを各市町村に既存する、存在する住宅の戸数で割り戻して案分するというのが一番合理的ではないかと思っています。

【記者】 限度額はありますか。

【知事】 限度額といえますと。

【記者】 住宅再建のこのたびの300万円に該当する。

【知事】 それは、今回の鳥取県が実施しました住宅再建支援制度、建替え300万円、修繕150万円を基本限度額とするという、これをそのまま適用するということをご想定した基金にしたいと思っています。

【記者】 物価スライドは勘案しないのですか。

【知事】 それは、また走り出してから考えたらいいのではないのでしょうか。とりあえず当面今だったら、例えば何年間に何十億円基金を造成したいというところから始めたいと思いますので、やっている間に、例えばインフレになったとか、仮にそういうことになったらその段階で見直して、また基金の造成目標額というものご修正もあり得ると思いますけれども。

【記者】 毎年1億円ずつ積み上げていくということですか。

【知事】 そうです。

【記者】 負担分は固定資産税の増税ということで対応されるということでしょうか。

【知事】 市町村ですか。県は固定資産税はありませんから、県は一般財源になりますが、市町村の方は市町村で考えられたらいいと思います。固定資産税に上乘せをするというのも1つの案かもしれませんが、他の方法もあるかもしれませんから、それはそれぞれの市町村の事情に応じて市町村で判断されたらいいと思います。

【記者】 客観的な線引きの点ですけれども、これはもう被災者生活再建支援法みたいな形の、具体的な全壊戸数ですか、そういうようなことを考えておられますか。

【知事】 いや、そういうものとは連動させるつもりはありません。一応の案につきましては、今日町村会役員と会談のときにまた事務的な説明もすると思います。

【記者】 基金は当面幾らぐらい積むのですか。

【知事】 本当は今回の鳥取県の西部地震の状況を見ますと、あれぐらいの規模の災害ですと、県・市町村通じて100億円強が必要になるだろうと思うのです。そうしますと100億円ぐらいがあればいいわけですが、本来は我々の主張としては、これは地方「公共」団体だけの責任ではなくて、やはり国の責任もあると思います。国の役割というものもあると思いますから、本来は国と地方が割り勘というか折半というのが望ましいわけで、そ

うすると、仮に目標額を100億とした場合には、国に50億円出していただくことを期待をし、我々は自主的に50億円を出しましょうと、そういう理屈が考えられるものですから、当面50億円くらいを県内、県と市町村とで造成をしたいなと思っています。

【記者】 この考えですけれども、超党派の国会議員の会以外に、そのほかに国の方に呼びかけ、要請、要望はしないのでしょうか。

【知事】 これはもう随時やっていこうと思います。関係各省庁にも要請をしたいと思っています。

【記者】 具体的な日程は……。

【知事】 まだ決まっていません。まず県内を固めないといけませんので、今日町村会に話をしますし、それから鳥取市長さんにもお会いをしたいと思っていますし、米子の市長さんには先週の木曜日だったでしょうか、米子でお会いしましたので、そのときに粗筋だけは私の考え方を市長さんにお話は既にしてあります。あと、県内の市町村によく話が通るようにしたいと思っています。

【記者】 これは町村会を通して、知事が直接……。

【知事】 とりあえずは今日町村会の役員会がありますので、役員の皆さんが来られますから、いい機会ですので、役員の皆さんに話をし、町村会を通じて35の町村にはお話をしたいと思っています。

【記者】 他府県なんかで賛同するような声は。

【知事】 これはわかりません。やってみないとわかりません。むしろ私は、国の方で今回鳥取県がやろうとしているような構想を全国規模に広げて基金をつくる、そういう仕掛け、仕組みをつくられば、他の地方公共団体でも乗ってくると思います。

【記者】 震災フォーラムのときにもお伺いしたのですが、仮にこの基金で米子市が入って境港市が入ってなくて、また今回の地震みたいなことが起こった場合、境港の被災者には金が出ないという状況になったとしても、やむを得ないというお考えですか。

【知事】 それは、そういうことではなくて、そのときには必要なことは、加入していない市町村は独自にやられるということになるのだと思います、必要の範囲内です。市町村の責任で。加入しておられれば、その基金からある程度の再建支援に必要な金額が交付される。加入していないところは、必要なことはその段階で独自に、その市町村の責任で実施をするということになると思います。それはですから政策の選択と、それに伴う結果責任ということだと思いますから、地方分権の時代というのはそういうものだろうと思うのです。その辺をよく判断して加入するかどうかを決めるということになるのだと思います。そうでないと不公平でしょう。事前に拠出をしてみんなで共同して準備してきたところと、何もなかったところが、結果において同じ扱いを受けるというのはやっぱり不公平だと思います。

【記者】 県知事としては、市町村長であればそれでいいのかもしれませんが、県知事としては、例えば実際に地震が起きた場合に、境港の住民が米子には私たちよりも100万円、200万円多く出ていると、でも私たちには出ないと、何とかし

てくださいよと言われたときに耐えうるのかなと……。

【知事】 ですから、そういう結果もにらみながら首長は対応すべきだし、また住民の皆さんは選挙によって首長を選挙すべきだろうと思います。それがこれからの地方分権の時代だと思います。ですから、首長の選択もそうですし、その首長を選択するのも最終的には住民の皆さんの判断と責任だろうと思います。

【記者】 35町村には話がいこうと思うんですけれども、残る4市ですね、鳥取市長にはお話しになる……。

【知事】 鳥取市長に話をし、できれば市長会から伝えていただきたいと思ひますし、あと残りは数市ですから、それは別途説明の機会は考えたいと思っています。

【記者】 先日、米子市に行かれて、森田市長の反応はどういうふうな反応でしたか。

【知事】 そのとき資料も何もなしに口頭でお話をしていますから、特段そのときにいいとか悪いとかということはありませんけれども、よく検討させてもらいますと、こういうことでした。

大沢川暗きょ排水路周辺 被害の支援策について

【記者】 昨日、米子の大沢川の関係の住民の会議がありまして、県側からいくらか負担するという案が出たのですがそれについて……。

【知事】 県として、そろそろ2月補正予算の編成時期に入りましたので、できればこの2月補正で県も米子市も、大沢川の被災者の皆さんに対する支援策というものを打ち出したいと思ひて、今調整しているところです。その調整過程の県・市の考え方というものを、内々大沢川の住民の皆さんにお話をしたと思ひます。私もまだ詳しいことを聞いていませんので、報告を受けていませんので、ここで何とも申し上げられませんが、できればもう年度末も近づきますから、この2月補正で再建支援策というものは打ち出したい、それを活用して再建をしていただきたいと思ひております。

平成13年4月2日(月)

住宅再建支援基金について

【記者】 住宅再建支援基金ですけれども、各市町村、3月議会が終わった後の反応とかそういったものは充分お耳に入っているのでしょうか。

【知事】 境港市からは、皆さんがたのところに入っているかもしれませんが、議会の方で促進議決をされています。県の方でも県議会で住宅再建支援基金制度を全国的なものにすべきであるという趣旨の議決をしていただきましたけれども、大変ありがたいのですが、境港市議会でも同じような議決をされています。あと、それぞれの市でも、ちょっと全貌は掌握していませんけれども、非常に前向きであるという印象を私は持っています。町村会の方は、八頭郡の町村会を除いてはすべて参加をしたいという話が事務的に来ております。八頭郡の方はまだ態度を決めておられないのだと

思います。なるべく県内39の市町村に参加してもらってスタートしたいと思いますが、取りこぼしがあってもそれはしょうがないと思います。

平成13年4月9日(月)

被災地視察について

【知事】それから私、4月の3日に日南町と日野町と溝口町に行ってみりました。それから4月8日、昨日は西伯町に行ってみまして、それぞれ町長さんにお会いをして、被災地の現状、それから災害復興に当たる町として何か困ったことはないですかというようなことを伺ってまいりました。春になりまして、それぞれ住宅再建なども本格的に始まり出したようであります。被災の現場にも一部行って見ました。皆さん、明るい表情を取り戻しておられますので安心をしたところあります。引き続き災害復興には役場と協力をしながら、市町村と協力をしながら全力を挙げたいと、また思いを新たにされた次第であります。

平成13年5月14日(月)

被災者支援を求める 新たな動きについて

【記者】震災に関連して、今回新たに被災者に対して国に新たな省庁なり、一律被災者に対して500万円、仕事場の確保とかということや昨日神戸の方から要望されたようですが、知事として、この間神戸で講演されていますけど、震災に絡んで被災者の支援という動きが新たに出てきたということについてどのようにお考えになるかということ、具体的に金額を500万という形にして被災者により密接して国が支援すべきだということや新たにポストとか設けるということについてどうお考えか。

【知事】それはまだ私、把握していないのですが、いずれにしても我々も、今まで制度のないことを初めて実践をしたり提案したりしたわけですから、関係者からいろんな意見が出てきて、それが政府の具体的な検討に結びつくようになれば、それはいいことだと思います。

平成13年6月13日(水)

被害者住宅再建支援基金について

【記者】6月議会がいよいよといいますが、被災者住宅再建支援基金が提案されて、いかに全国に広げていくかということがまだ課題として残されていると思いますが、構想から3カ月程度たちましたが、これまでの手応えというのはいかがでしょうか。

【知事】超党派の国会議員が被災住宅再建支援の議員連盟をつくっておられまして、そこでの議論が非常に促進されたという感想を聞きました。あ

あでもない、こうでもないはずと長いことやっていたのですが、2つぐらいの案に集約されて、これを早くまとめようという動きになっているようであります。そういう意味では一石を投じたことになると思います。

ただ、ほかの地方団体、似たようなことを独自にやろうかというところは私の知る限りではまだありませんので、どこの団体も政府というか中央の対応待ちなのかなという印象を持っています。その点ではちょっと残念ですが、

超党派の議員連盟でまとめられる案というのが、なるべく私どもの今回提案する案に近い形になれば願っています。それはどういうことかといいますと、全国一律強制加入の地震保険のような、そういう制度にぜひしてほしい。あくまでも地域を守る、地域を再建するという観点からの住宅再建支援であってほしいと思います。もちろんびったり鳥取県版をそのまま、してもらいたいのはやまやまですが、それでないといけないというつもりはありませんけれども、全住宅強制加入保険というのだけはやめてもらいたいと思ひまして、議員連盟の中で中心的役割をしておられます相沢英之代議士に先日もお会いしまして、そのことは申し上げておきました。

平成13年7月30日(月)

被災地視察結果について

【記者】先日被災地に行かれましたけれど、いかがでしたか。

【知事】順調に復興しているということが確認できました。それから、町長さんがたにもお話を伺いまして、役場の職員の皆さんにもお話を伺いたされ、我々が念願したように、これからも地域で住み続けていくというかたがほとんどであるということも伺いまして、よかったなと思います。

ただ、かけ崩れとか、かけと言えさかどうか知りませんが、山が崩れたりしたところがまだなかなか復旧できていないのです。かなり大がかりな工事が残ってまして、そういうところを早くしなければいけないということも痛感しました。実際に溝口町の緊急治山の現場も行きましたけれども、相当難事業でして、下手をすると2次災害の可能性もあるので、よく注意しながらなるべく早くやってくれというふうに職員にも指示しておきました。まだまだ課題は多いですけども順調に行っていると思います。

【記者】被災者のかたがたはだいぶ明るさを取り戻している……。

【知事】そうですね。ビニールシートも随分少なくなりました。役場の職員の人、最初は本当にいろんな意味で途方に暮れておられたのですけれども、復興がだんだん緒についてきたというのと、財政的にもおかげさまで昨年度は特別交付税が相当確保できましたので、財政面でも見通しがついて一息ついたというので安心感も出てきたようです。ありがたいことだと思います。

【記者】復興は確実に進んでいるなという印象ですか。

【知事】そうです。町長さんがたにも、復興のレベルを敷いて順調にしていますけれども、またい

つ何時、ハブニングがあるかもしれませんし、新しい課題が出てくるかもしれませんから、そういうときには遠慮なくおっしゃってくださいということもあらためてお願いしておきました。例えば芸予地震でまた崩れたというのもあるのです。それから、これは溝口警察署長に聞いたのですけれども、国道181号線にやはりまた別のところで大きな岩石が落ちてきたとか、そういうのもあるのです。ですから、10月6日の鳥取県西部地震当日、その直後ぐらいの被害だけではなくて、最近もぼろぼろと新しい箇所が出てきていますので、よく注意をしなければいけないと思っております。

日野郡に4月から日野総合事務所を設けて、今までどちらかというと縦割りでばらばらの面があったのですけれども、総合事務所を設けてからよく連携をとったり、協力体制をとるということができるようになりまして、これが大きな力を発揮すると思います。警察署長なんか、日野郡全体でいろんな行政分野の会合に自分たちも参加できるということを非常に評価してくれていて、よかったなと思っております。

平成13年10月1日(月)

鳥取県西部地震の復興状況と 課題について

【知事】そこで、今回ほぼ1年たちましたので、今日これから、この記者会見が終了しましてから復興本部を開くわけですが、議会その他でたびたび申し上げておきますとおり、復興は順調に進んでいるという認識をしております。土木や農林の公共施設につきましてもほぼ順調に復興しておりますし、境港の港湾、漁港の施設についても、復興完了はまだ大分先でありますけれども、計画どおりに進捗をしております。

一部、日野町の県道でなかなか手がつけられないという箇所があるのですが、これは道路だけ直せばいいというのではなくて、その道路の上の国有林野の斜面自体を何とかしなければ、幾ら道路を直してもものもくあみになりますので、これは林野庁とも連携をしてやる必要がありますので、少し時間がかかるということ、これはやむを得ないと思っております。

そんなことも含めてありますが、公共施設等についてはほぼ順調に復興しつつあると思います。ありがたいことだと思います。

最大の焦点でありました住宅再建、住宅修繕、これは石垣の問題とか液状化の問題も含めてでありますけれども、これも順調に、被災者の皆さんの努力によりまして復興が進んでいると思います。これも大変ありがたいことだと思います。人口流出がほとんどなかったというのは、私たちにとっては、地域を守るという役目を背負った県や市町村にとっては大変ありがたいことだと思っております。被災者の皆さんの今日までの努力に敬意を表したいと思いますし、まだまだこれからも御苦労が多いと思いますので、ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

ただ、公的資金が、例えば再建ですと一般的には300万円ありますし、溝口町などはそれに上乗せをされておられますが、それにしても300万円とか400万円とかであります。ですから、それだけで必ずしも住宅が再建できるわけではないので、まだまだ迷っておられるとか、決断をされていないかたもおられるわけで、そういう中で、10月のたしか5日だったと思いますが、申請の期限が到来するわけです。私は、一応期限を区切って

いますから、期限内にぜひ手続その他の処理を終えていただきたいと思いますが、いろんな事情があって、その期限までに決断をし申請をすることがかなわなかったかもおられるかもしれないと思います。その辺は被災地の市町村の皆さんからよく話を伺って、必要性があれば期限の延長も視野に入れて柔軟に対応したいと思っています。

1～2、いろんな事情があるのではということと同様です。そのほかにもあるのかどうか、市町村長さんによく聞いてみたいと思っています。

今後の課題でありますけれども、非常に厳しい試練を受けたわけでありまして。私は、この教訓、体験というものを決して風化させることのないようにしたい。ある意味では得がたい教訓、体験であったわけですから、これを我々ずっとビビッドに持ち続けていきたいと思っています。

それから、消防・防災体制のあり方について、県の方から消防の広域化という選択肢を示して、議論のきっかけにしたいと思っているわけでありましてけれども、ぜひこの際、県民の皆さんにも、自分たちの生命・身体・財産の安全を守るためにどういう防災体制、消防体制がふさわしいのかをよく考えていただきたいと思っております。ふだん恐らくは消防・防災体制などを考えるきっかけというのはほとんどないと思うのです。いい機会だと思っておりますので、ぜひ皆さんで考えていただきたいと思っております。県としてはあくまでも選択肢を示したわけでありまして、広く議論していただくことを望んでおります。そういうことも含めて県と市町村との連携のあり方などもこれからの課題になると思っております。

それから、私はおととい、鳥取市内の若葉台で、地区の住民の皆さんが防災を考える集会を開かれまして、西尾鳥取市長などと一緒に出席をしたのでありますけれども、大変いい取り組みだと思いました。それぞれの地区で自分たちの防災、身の回りの安全を考えるというのは大変有意義なことだと思っておりますので出席をしたのですけれども、そういう町内会、自治会単位で防災を考える、自主防災組織を編成するというのも、これもぜひお願いしたいと思っております。いざというときは行政が前面に出てやりますけれども、それと並行して、地区の住民の皆さんの相互扶助というのも大変大きな要素になります。特に初動の段階、応急の段階では大変大きな要素になります。そういうこともあわせてこれから促していきたいと思っております。

それから、本県では全国に先駆けて住宅再建支援基金制度というものを作りました。市町村の方も順調に今制度化、制度に参画するために必要な手続をとっていただいております。近々すべて足並みがそろそろ思うようになりますけれども、これも基金を順調に計画どおり積んでいくことをぜひやりたいと思っておりますし、これはできればありますが、他の地方公共団体にも呼びかけて、こういう制度を独自に作られるか、それとも全国的なものに一体として、一本化して進むというか、どちらでもいいのですけれども、働きかけていきたいと思っておりますし、国にも今々は無理でしょうけれどもよく説明をして、国も参画していただくように促していきたいと思っております。これも課題だと思っております。

それから、昨年度は、震災復興に着目して政府の方からかなり特別交付税で配慮をしていただきました。県もそうですが、特に市町村部について配慮していただきました。その結果、市町村の方は、震災がありましたけれども、必要な施策を円滑にできたと思っております。もちろん県からの無利子の80億円の貸し付けもあったのですけれども、これは幾ら無利子といっても返してもらわなければいけません。特別交付税の方は返す必要はありませんので、市町村にとっては大変ありがたかったと思っております。

これからも、まだまだ復興のための財政需要はありますので、市町村の方で財政運営に支障が生じないように、県としても目配りをしていきたいと思っております。今年度も、特別交付税の必要な額を確保するように、これは国会議員の皆さんにもお願いをしておりますけれども、市町村の皆さんとともに働きかけていきたいと思っております。

こんなことが課題として考えられますが、いずれにしても今日、復興本部を開きますので、そこで詳細な説明やらがあるだろうと思っております。

鳥取県被災者住宅再建支援基金と全国知事会案との調整について

【記者】住宅再建支援基金を他県に働きかけるということですが、全国知事会で共済方式の住宅再建支援制度を作ろうという政策ができたわけですが、それとの整合性あるいはどうやって全国知事会に理解させるかという具体的な……。

【知事】 私は、この問題は全国知事会が一応決めたことになっているらしいですけれども、では全国の知事さんがみんな、今全国知事会が一応決めたことになっているその案に賛成しているかということ、そんなことないのです。認識してないかたがほとんどなのです。まずは、今まで決めたというその案を、撤回をする、おろす作業が必要なのではないかなという気がするのです。それが今の全国知事会の仕組みだと、すごく柔軟でないのです。ですから、じっくりと時間をかけて働きかけていきたいというのが私の率直なところです。

先般の9月11日の全国知事会で、兵庫県の知事さんが全国知事会の案、それはすなわち貝原前兵庫知事がまとめた案ですけれども、これを関係閣僚との意見交換会のときにもう一回説明されて、ぜひ早期実現をということと言われたのですが、担当の村井仁防災担当大臣は、表現は悪いですが、ちょっと軽くいなしてました。そういうものはいろいろ問題があるんだけれども、むしろ鳥取県でやられている独自のようなものもすよとあって、逆に紹介をしていただいたりしまして、私はそれを見ていますと、鳥取県方式というのが、今すぐではありませんけれども、だんだん理解が得られるのではないかなと、そんな感じがしています。

【記者】最初から言われてたことですが、基金ができて、25年、50年経つにつれて物価が上昇あるいは下落することもあるのですが、あるいは基金がたまり切らないうちに災害が起きるといったことも考えられますけれども、それについて処方箋みたいなものは……。

【知事】 それはもう応用問題ですから、県と市町村とで話し合えば幾らでも解決できると思っております。例えばたまり切るまでに災害が起きるといったことは当然あり得るわけですが、そのときだったら、基金が借入れをしてでも必要な額を支出をして、後で毎年納める出捐(えん)金で補ってんしていくということだとして考えられますし、それは何とでもなるのではないかとと思っております。

【記者】住宅の所有者が公平に負担するというのが、国民の合意を得られやすいんじゃないかという根強い意見もあると思うんですけど、それについては……。

【知事】 共済制度の欠陥は、全国一律に、これからずっと未代まで把握をして取り続けなければい

けない。そこに私はやっぱりシステムを維持していく上の困難さがあると思うのです。

それからもう一つは、自治体がやるべき仕事というのは、住宅所有者が災害を受けたときに、滅失した財産を補てんするというのではないと思うのです。そうではなくて、住宅が被災して、それに伴って人口が流出して地域が崩壊してしまう、地域の活力が低下してしまう、それを防ぐのが自治体、行政の役割だと思っております。そうしますと、仮に住宅所有者からみんな取ったとしても、住宅を再建する人、再建しない人、現地に再建する人、都会に再建する人、いろいろ出てくるわけです。我々が一番望んでいるのは、とにかく現地に踏みとどまって地域を守ってもらいたい、その人を支援しようということですから、なべて住宅の所有者から全部取っていたとしても、かえって不公平になってしまう。そんなことがあるものですから、地域の再建ということに絞って住宅再建支援というのをやっていったらどうだろうかということなんです。

その際に、鳥取県の場合は県と市町村が折半するというようにしていますから、例えば市町村が、今藤田記者さんがおっしゃったような考えに基づいて、うちは基金への拠出金を住宅の所有者から負担してもらおうかと、そういうことだあっていいと思うのです。それだったら固定資産税の上乗せということがあり得るわけです。それは選択の問題だろうと思うのです。私はですから、今回も市町村長さんにはそういうことをお話しした上で、一般財源から出してもいいけれども、住宅の固定資産税の上乗せしても結構です。それは市町村の方でよく御議論をなさいということに投げかけていますので、市町村で選択していただいたいと思います。

【記者】例えば持家世帯と借家世帯というのは、都会と鳥取県と状況が違ったりですか、災害の規模ですか、検討しないといけないような気がするんですけど、基金をすすめるにしても……。

【知事】 あると思います。鳥取県の場合は都会に比べると持ち家が多いです。ですから、さほど違和感ないと思うのですけれども、貸し家、賃貸の方が圧倒的に多いような地域ですと、いろいろ意見が出てくると思います。私は大いに議論したらいきたいと思います。それぞれの特性に応じた再建基金ができていいと思うのです。最初から全部全国一律のものを作らなくても、それぞれの地域で、各県単位でやって構わないと思っておりますし、試行錯誤だと思っております。その上で、共通の部分があれば、お互いに歩み寄って一本化するという努力が当然あってもいいと思っておりますけれども、無理に全国一律でなければいけないということではないと思っております。

【記者】基金なんですけど、まだ全国的な理解を得られるのはもう少し時間がかかりそうなんですけど、そういう国に対してはどういう……。

【知事】 いや、かかると思っております。さっきの質問にもお答えしましたけれども、まだ一応全国知事会の案というのは生きているわけです。それからもう一つは、超党派の国会議員の皆さんが、やっぱり共済制度というものを別途考えられていて、それが議論されているわけですから、そういうのが一段落しないと、終息しないと浮上してこないのではないかと。逆に言えば、そういう制度が、やっぱり検討した結果、なかなかうまく作動しないということが認識されると、鳥取県のようなやり方が大きく浮上してくるのではないかと気がしていますから、私は焦らないでいいと思っております。

極端なことを言えば、今の鳥取県の独自の県と市町村だけのやり方でも、そんなに支障ないのです。欠陥があるとすれば、政府が全く加担してくれてない。政府に期待している拠出金の部分が空白になっている、そこだけで、あとは先ほどの応用問題なんかはいろいろあるにしても、制度の根幹としてはそんなに支障はないと思いますので、だから、このまま鳥取県独自方式だけでも生きていける制度ですから、私はそれでもいいと思っていますけれども、でも、できれば鳥取県で起きた地震の教訓というものの、特に住宅再建支援が地域を守る上で非常に大切で役に立ったということは、多くの皆さんに本当は利用していただける、この教訓を活用していただけるのではないかと思いますから、そういう意味で広めていきたいと申し上げているわけで、大勢の皆さんが参画してくれる方が鳥取県のためになるからという意味ではないのです。

鳥取県被災者住宅再建支援 基金制度について

【記者】基金の話に戻りますが、条例が出てきて市町村が大体参加する見込みであるという段階になって、例えば国ですとか、他の都道府県から、何らかの反応というか、照会というか、そういうことは知事は……。

【知事】照会は、私のところに直接というのはそんなにありませんけれども、照会はあるようです。

それから、さっきも言いましたけれども、防災担当の大臣がいろんなところで鳥取県の基金創設のことを話題にしていたいただいているのです。ですから、真意はわかりませんが、鳥取県方式の方が強制加入、共済方式よりもすぐれているという認識をしていただいているのではないなという印象を持っているのですけれども、ですから、そういうことを考えると、これから恐らくは認識が広がっていくのだと思います。

あとは、私も思いますけれども、やっぱり被災した、実際に地震の被害を受けた地方団体と、そうでないところでは、全然認識が違います。それはしょうがないことだと思うのですけれども、痛目に遭ったところと、そうでないところでは、やはり切実感が違います。

【記者】改めて鳥取県方式の良さについてお聞きしたいんですけども、会計が一般会計から出ているということ、それとも市町村ごとの負担金を決めているということ、どの辺が鳥取県方式の特徴ですか。

【知事】市町村の拠出額を決めているということですか。これはやっぱり何らかの基準を決めないと、任意で出してくださいという寄附金みたいになってしまいますから、多分成り立たないと思います。鳥取県の場合は、県が半分出すと。あと残りを市町村で案分してくださいということですが、その市町村間の割り振りは、住宅というものに着目をして、それで割り振ったのです。これが絶対的な根拠と言われます。そうでないのですけれども、一応市町村の皆さんに納得していただける基準ではないかということを出したわけで、案の定納得をしていただいたので、要は法律とか先例とかあるわけじゃありませんので、なるほどなと思って納得していただける制度であるかどうかということだと思えます。そういう意味ではよかったのだと思います。

あと、その中で今度は市町村がどういうふうな財源を捻出するのかというのは、さっきの話で、一般会計でやるのか、固定資産税を上乗せするの

か、それは選択の問題だろうと思います。その辺を柔軟にした方がいいと思います。何でもかんでも全部決めてしまって、例えば住宅に上乗せして取らなければいけないなどと決めたら、多分市町村でも困ると思いますし、知事会の方はその辺が全部がなじがらめになっているわけです。強制、一律というそういうやり方は、私はまずうまくいかないだろうと思います。

【記者】制度の方ですけれども、発表されたのもまだ震災後本当に間もなくだったんですけども、今度基金という形で、改善という形で、それで気付かれたこととかそういうことは……。

【知事】それはいろいろあります。去年とりあえずやったのは、去年の鳥取県西部地震の被害状況に対応したやり方だったのです。これは、あらゆる災害の場合に適用できるかどうかというのは、決してそんなことはないと思うのです。それぞれ災害には特殊性がありますから、それよりも非常に特殊性のあるものをカバーするような一般的な制度として作らなければいけませんので、考えるべきことはいっぱいあります。けれども、今それらを全部きちつとがなじがらめに決めてしまうというの、私はあまり得策ではないと思いますので、ある程度普遍的なものだけをきちつと制度化しておいて、あとはどうせ県内の市町村と県との話し合いで決めることですから、多少応用問題というのは残っていてもいいのではないかという感じがします。

【記者】応用問題の件なんですけれども、基金というのは天災に対してですね。いわゆるテロとか危機管理みたいな形で大きく広げるとい意向はないでしょうか。

【知事】そこはまだ考えてないです。自然災害ということ念頭に置いていきます。

住宅の耐震構造化に対する 支援について

【記者】基金なんかは、災害が起きてから事後的な対応だとも思いますけれども、例えば住宅をつくる際に、耐震用のところには補助金を与えるとか、そういう前の段階での補償制度みたいなのは考えていらっしやないですか。

【知事】それは、今というか、いつの予算だったでしょうか、防災安全のまちづくりというのを土木部の方で予算化して、それは住宅やビルの耐震の問題もありますし、消防自動車が入れる入れないの街路なんかの問題も含めて、とりあえずは市ですけれども、各市で防災のまちづくりを考えようという取り組みを今やっているのです。そういう中で、多分いろいろ課題が出てきますから、それを整理して今度政策にしていこうということになります。例えば、これはこれからの問題ですけれども、防災の観点から住宅を耐震構造化にすると、結果的には経費が高くなりますから固定資産税なんか高くなるわけです。そういう矛盾も含んでいるわけです。そうすると、何がしかの政策的な税ないし財政政策で、政策的なインセンティブ政策というのが必要になってくるだろうということ、多分私はなってくるだろうと思います。それはこれから、防災のまちづくりの取り組みが進んでくる過程で出てくると思います。

さっきのは基金との関係でも実は議論して、おもしろい課題なのです。例えば仮にどこかの市が、住宅の固定資産税に上乗せして基金の拠出金を捻出したとします。そうすると、今の制度だと耐震

構造にした人は固定資産税が高くなるのです。割高になりますから。そうするとたくさん払う。壊れない。壊れた人が再建するときに支援金が回るという、こういう矛盾が出てくるものですから、やはりその辺はこれからの改善点だなという気がしておりますけれども、幸いというか、幸か不幸か固定資産税に連動させて拠出金をはじくというところ市町村がまだないものですから頭在化していませんけれども、将来的にはそういうことになるかもしれません。

平成14年9月17日(火)

鳥取県西部地震の復興状況と 今後の課題について

【記者】昨日も地震があったのですが、まもなく鳥取県西部地震から2年になりますけれども、それについて3点です。1) これまでの住宅・道路を含めた全体の復興状況について、2) 県の独自の[被災者]住宅再建支援制度がありましたがこれの2年たった成果、3) 新たな防災など今後の課題があればお伺いしたのですが。

【知事】復興状況は、総じて順調であります。ほぼ復興したと言っていいと思います。

一部、道路などで非常に難工事がありまして、まだ完成していないものもあります。

詳しいことは、もし必要がありましたら、後で担当部局の方から、計数を含めてご報告をしたいと思えます。

それから、県独自の住宅再建支援策であります。これは私は、いろんな議論がありまして、私自身もこの制度を創設することについては、正直言います、悩みもしましたし、不安もありましたけれども、結果としてはたいへんよかったと思っております。

それは何よりも、被災地の、特に御高齢の皆さんが、この住宅再建支援策を講ずることによって、不安がかなり解消されたということ。

その不安というのは、この地域を離れてしまわざるを得ないのではないかと、という不安でありますけれども、その不安が相当程度、かなり解消されたということで、再建に向けて、地域で再び安定した生活を送りたいという意欲を取り戻されたこと、これが大きかったと思います。

結果としては、日野郡・西伯郡を含めて、地震で住宅を失ったり住宅が壊れたりしたことによって地域を去らなければならなかった人というのは、ほとんどおられませんでした。

まあ皆無ではありませんでしたけれども、皆無に近い状態でありました。

そういう意味では、この制度をつくって非常によかったと思えます。

もちろん県もそうでありまして、市町村もそうでありまして、相当額の出費を余儀なくされたわけですが、私は、その住宅再建支援に要した出費というのは、決して無駄ではなかった、地域を守るためには大きな力を発揮した、と思っておりますし、住宅再建支援策をとらなかった場合には、たぶん仮設住宅の需要がもっと多かつたと思いますし、さらには、その後の災害復興住宅です。阪神・淡路大震災のときには相当作られましたけれども、災害復興住宅を、ある程度建設しなければならなかったというようなこともあったと思えますし、それから町営住宅への入居希望が増えて、そういう公共的な住宅への需要が、おそらく多かつたのだらうと思います。

ですから、トータルコストで見れば、住宅再建支援策をしたことによって、しない場合に比べて財源が相当たくさんかかった、ということは必ずしも言えないのではないかと私は思います。

もちろん細かい分析はまだしておりませんが、仮定の話で分析をするというのはなかなか困難なものがありますから、正確にはわかりませんけれども、実感としては、そんな感じを持っています。

今後の課題であります。先ほど言いました、まだ若干残っている復旧事業もありますし、それからまだ仮設住宅におられて、そろそろ期限が来るのでありますけれども、そのかたがたの対応、これはそれぞれの関係町で中心になって考えていただきますけれども、そういう問題があります。これらを着実に解決しなければいけないと思っています。

それから、2年前に突然大きな地震が起きて、そのときの経験というものが、県の行政の中にまだ強く息づいておられて、昨日、震度4の地震が県内でありましたけれども、災害警戒本部などの初動についても、非常に速やかに体制をとることができました。

こういう良い経験というものを、これからもずっと持続させるように、形骸化しないように、引き継いでいくということ、これが一番大きな課題だろうと思います。

それからもう1つは、西部地震のときの対応というのはまずまずだったと思うのですが、組織、行政は、1つの事例についての成功体験というものを、後生大事にして、次にまた違った局面でも、それをそのまま適用するというようなことをよくやりますので、そうならないように、起こってほしくはありませんけれども、これからは、いろんな災害が起きましたら、それぞれの現場でいま何が一番必要なのか、ということを常に考えながら対応していくという柔軟性を、私自身も含めて、関係者のみんなが持つようにする、これが課題だろうと私は思っています。

平成16年1月29日(木)

住宅再建基金について

【記者】今朝の新聞報道(2004年1月29日付、毎日新聞)で、住宅再建基金への拠出を拒否していることになっているが、実際のところは。

【知事】拒否と新聞に出ていましたけれども、いずれにしても、今の段階で基金に支出するつもりも準備もありませんので、拒否といえは拒否ということになるのでしょうか。

全国知事会が300億円を拠出するというのが決まっているのに拒否しているのかという、そういう御疑問だと思っておりますけれども、全国知事会は、今回内閣府に認められた予算に対応して300億円を拠出するとは決めていないはずなのです。

昨年、300億円の拠出について一応合意をしたのですが、それは実は住宅本体の再建支援を念頭にして、各県が300億円を拠出しようということにしたわけです。

ところが、実際に政府の予算案が決まりましたけれども、それによると住宅本体は除外されているのです。瓦れきの処理とか移動とか、賃貸住宅に入られた場合の家賃の補助とか、そういういわば住宅本体ではなくて、その周辺部分について支援をしようということになったわけです。

そうしますと、もともと住宅本体の再建支援のために300億円を拠出しようと言っていた前提が

崩れているわけです。

それならば、政府の予算案にある周辺部分だけで基金をつくりませんか、つくりませんか、つくるとした場合にどれぐらいが必要ですかという、その合意形成をもう一回しなければいけないのです。

ところが、一たん300億円を拠出することを決めたのだから、政府の内容が変わっても、そのままいけばいいではないかという考え方のかたがたおられるのかどうか、うやむやなまま、あいまいなまま300億円を拠出して下さいというような、そういうことになっているとすれば、それは全くまやかしたと思います。

もう一回この問題の合意形成をしなければならぬということですよ。

ですから、今の状態では、住宅本体を前提にして相談されてきた300億円に相当する、300億円のうちの鳥取県分を払うということには到底ならぬと思います。

【記者】住宅本体を前提にした拠出というのは、12月の知事会で合意されたものか。

【知事】そうですね。

政府の予算編成作業がだんだん煮詰まってきたから、それに向けて、住宅本体に住宅再建支援を政府の方にしてもらおう。そのために地方側としても、それに見合いのものを300億円拠出しようという、そういう意思一致をしたのです。

【記者】住宅本体の再建支援を前提として300億という知事会での合意になっているが、内閣府の方では瓦れきとか周辺整備が進められている。内閣府の考えている方向にいった場合は、本来の趣旨と違うので、この300億円という数字と今後基金の創設をどうするか、そういう議論は知事会の中でこれから進めていく・・・。

【知事】しなければいけない。

それをしないまま、住宅本体の再建支援を前提に議論されてきた300億円を、なし崩し的に瓦れき処理基金の方にしてしまうというのは、それは幾ら何でも乱暴だし、そんなものは通らないと思います。

ただ、知事会の事務局の方はそうしようしようとしていっているのですよ。

だから、鳥取県は前から、それはいけませんよ、ちゃんともう一回合意形成をやり直さなければいけませんよというアドバイスとか、注意をしているのですけれども、何かのりくらりして要領を得ないのです。

やっぱり事務局に何か不信任感を覚えますね。そういうのりくらりした不信任をもたすような事務局を、会長がもうちょっときちと指導してもらいたいですね。知事会の会長として。

【記者】今回の発言の趣旨というのは、知事会での合意と違う方向に行っているから、それであつたら鳥取県としては、現時点ではそういう支出というのは考えていませんよという考えで、それが知事会の合意であれば拠出してきているかもしれないけれども、現状で違う方向に行っているから、もう一度基金のあり方とか額とか、そういうものを再度知事会で話し合って決めた上で判断したいと。

【知事】いずれにしても、例えば瓦れき処理であっても、みんな300億円を出しましょうねという合意形成をしているのであれば、それは問題ないです。そんなことは全然していませんから、この問題についてはもう一回議論を直すべきですよという正論を言っているのです。

面倒くさいのかどうか知りませんが、住

宅本体はなくなったけれども、瓦れき処理だって相当金がかかるのだから、300億円のままでいいじゃないですかという考え方もありますが、それはやっぱり筋が違う。それは論理のまやかしかあると思います。

【記者】そもそも論として、周辺部分の支援に向けた新たな追加の基金設置というのは必要か必要でないかということ。

【知事】だから、そういう議論をすべきなのです。

今回政府が新たに決められたことは、決して後退ではないのです。住宅本体という我々が目指していたものは入っていませんけれども、一応周辺部分であっても、今までにない支援を被災者の皆さんにすることだから、前進ではあるのです。

ただ、これで全部問題が解決したわけではないし、大きな1歩という評価をした人もいますけれども、私は小さな0.1歩だと思います。ですから、その小さな0.1歩に対応して、基金が本当に要るのかどうか。要るとしてもどれぐらいなのかということ、もう一回議論すべきだと思うのです。

【記者】御自身は周辺部分の支援のための基金が必要だと思われませんか。

【知事】わかりません。そういう議論をしていますが、知事会からもそういう議論はありませんでしたから。

あくまでも住宅本体の再建を支援するためには、一定の前提に基づいて計算すれば300億円要りますという、その説明はあったのです。それはそれでいいと思うのですが、住宅本体が抜けたときには、瓦れきだけでもやっぱり300億円ですというのは、どう考えても計算が合わないです。

ですから、政府の、内閣府の予算案に対応した地方側の対応案というものをもう一回繰り返して、合意形成をすべきだということです。

【記者】災害議連(自然災害から国民を守る国会議員の会)の方も27日の内閣府の改正案に対してちょっと不満があるということで、国会の特別委員会の方で、住宅本体の方に要請を働きかけていくと。国会の成り行きとは別に、2月か3月の知事会の中で結論というか、どうするか、国にどう働きかけていくかというような流れになるのですか。

【知事】例えば万が一災害議連の皆さんがたの働きによって、政府の提案する予算案が何か修正につながって、それで住宅本体を対象にしようということになれば、もともと我々が目指していた内容になるわけですから、それならば、これまで議論を積み重ねてきた300億円の拠出ということは、結果的に整合するわけです。それはそれでいいと思います。

けれども、国会で議論されても、政府の原案が通るといえるのであれば、それを前提にして地方側はどういう対応をすべきなのか、基金を積むとしても、どの程度の額が必要なのかということ、もう一回検討して合意形成をしなければいけないと思います。

【記者】現時点で、鳥取県1県でも拒否するという強行ではないわけですね。

【知事】だって、決まっていなくても。

決まっていなくても、あたかも決まったかのごとく、知事会が内閣府と何か密約でもしているとするれば、それは大問題ですよ。越権行為ですよ。

〔記者〕あくまでも知事会の基金の合意というのは、住宅本体を前提とした議論の中で、300億円は都道府県が分担してしましようと。それには納得できるが、それとは流れが違うので、ちょっとおかしいから、現状では合意する考えはないと。

〔知事〕合意形成していないはずだから、合意形成していないものに拒否も何もありません。新たにもう一回合意形成をして、それを通じて、納得できれば各県が払うでしょうし、そうでなければ払わないということになるでしょうね。

12月のいつだったでしょうか、12月の予算編成の最終場面向けて、知事会でこの問題を議論したのです。提案があったので。私が今申し上げているようなことを話をしたのです。

というのは、当時から住宅本体をあきらめてもいいじゃないかという議論があったのです。それはいけませんよと。あくまでも住宅本体を再建支援の対象にするように、我々も、災害議連の皆さんがたも一生懸命、最後の予算編成の大巨折衝に向けて頑張らましようねという話を、それから、もしそれがうまくいかなかったら、この基金そのものも前提が崩れるわけだから、その場合には、今まで積み重ねたこの議論というのは、また振り出しに戻るのですよという話をしたのです。

私の後で宮城の浅野知事も、この問題について発言されましたけれども、それを会長が引き取られて、「もしそうだったらそうだったので、またもう一回この問題については協議しましょう」というので終わったのです。それ以後は、知事会では何も正式には意思決定をしていないはずで。

にもかかわらず、どこかで勝手に何か対外的に意思決定をしたかのごとく意思表示をしているとすれば、それは知事会自体の責任問題になると思います。我々の知らないところで何かそういう約束をしたということがあれば、だれがしたのかということ、ちょっと問いたださなければいけません。

内閣府の方が何か、1県でも崩れたらといって今日新聞に出ていましたけれども、1県でも崩れたらって、合意していないのに1県も崩れるものもないですよ。

〔記者〕瓦れきだけならいくらかかかるか、その額によっていくらか基金が必要かどうかというこの議論を深める。もう1つの方法としては、被災者生活再建法の改正を議員発議でさせる、300億円という形で、というやり方もあると思うのですけれども。

〔知事〕それは、災害議連の皆さんがどう考えられるかでしょうね。

災害議連の皆さんがたも、例えば年末のときも中心になって活躍されていました。滝実（たきまこと）議員などは、政府の今の予算原案には反対なのです。

ですから、議連の皆さんがたがどういう対応をされるかでしょうね、国会審議になったときに。

〔記者〕議連の皆さんへの働きかけというのは。

〔知事〕必要があればやりますけれども、これは我々から頼まれたからやるとかというものではないと思います。議連の皆さんは議連の皆さんで、知事会とは別途やられていましたので、情報交換はしてみたいと思いますけれども。

いづれにしても、今回の問題は中央側の問題で、政府がどういう予算、どういう復興支援の内容にされるのかということに対応して、我々の地方側がどれだけのものを用意するかということから、専ら我々の問題だと思えます。

〔記者〕その後、知事会というのは予定があるのですか。

〔知事〕わかりません。それで、ちょっとお話ししましたけれども、今のままなし崩し的に歪曲したまま、論理をすり替えて300億円を集めるということにするとするならば、それは知事会として大問題だから、こんなものでは通りませんよという話は、実は前から内々しているのです。

それに対してはのりくらりの話なので、かなり厳しく知事会には問題点を指摘しているのです。最近になって、3月にでも臨時に開きましようかねとかというような、かなり面倒くさそうですけれども、そんな話は一部伝わっていますけれども、どうされるかわかりません。

いづれにしても、これはきちんと、幾らかでも基金を集めるのならば、政府の今の予算案に対応した内容としてもう一回再構築して、再合意形成をしなければならぬ問題です。

〔記者〕政府案がこのまま決定した場合は、必然的に知事会、各県は拠出しなければいけないという姿勢ではないですか。

〔知事〕それはありません。

〔記者〕皆さん自主的に基金に参加しようとする……。

〔知事〕やっぱり政府が一応制度をつくられて、地方側も負担があるわけだから、そうすると足並みがそろった方がいいわけです。足並みがそろったことではないです。

であればそこ、みんなでもう一回再合意形成をしなければいけませんよということですよ。

しかし、そういう機会を設けないというならば、肝心なことが決まらなままずっと流れていくということであれば、各県ばらばらの対応になるでしょうね。それはやむを得ないことです。各県がこういう基準で幾ら幾ら出さないなどということ、別に法律上決まっているわけではないですから。

だから、知事会が合意形成の手続きをはしよたらいけないということですよ。ずるけたことをしてはいけないということですよ。

〔記者〕逆に、内閣府とか自民党の方か方向性でいったら、政府の案がそのままの場合に、これから議論されて、300億円も必要ない、100億円ぐらいでいいじゃないかというふうになった場合には。

〔知事〕それで納得できれば、みんなで納得できれば、それはそれでいいと思います。

〔記者〕額が変更されたり、何か納得される条件があれば、それには拠出しなくても構わないと。ただ、現実としては、おかしな方向であって、知事会の合意と違う方向性で行っているのであれば拠出は考えていないと。

〔知事〕現状では300億円の基金造成というのは、いわば架空の話なのです。

架空というのは、住宅本体を再建支援するという前提で300億円を計算しているわけです。住宅本体を対象にしないのであれば、一体幾ら必要なのですかということ、もう一回再計算しなければいけませんよ。

もう1つは、私は運動論としてもおかしと思うのは、我々は最終目標は住宅本体の再建支援なのです。鳥取県はそれをやりました。今鳥取県では、県内の市町村と一緒に、住宅本体の再建支

援をする内容の基金を設けているわけです。全国的にもこれを、政府もこれに加わってもらいたいという運動をやっているわけです。そのために、地方側は300億円をみんなで協力して造成しようということになっているわけです。

ところが、政府は、住宅はだめです、除外しますと言って、瓦れきの処理なんかは支援をしますということになっているから、これはこれで0.1歩だから、私は否定すべきではないと思うけれども、極めて不満足な内容ですよ。

その不満足な内容に対応して300億円を拠出してしまったら、理論的にはもうそれで終わりということになってしまいますよ。

やっぱり住宅本体が抜けているのであれば、例えば100億か150億かわかりませんが、部分的に内輪で造成をしておいて、今年は住宅本体はだめだったけれども、今度次の機会に向けて、平成17年度の予算編成に向けて住宅本体をもう一回迫っていくこと。そして、その住宅本体を政府が認めたならば、我々も300億円の残りの部分をもう一回再造成しようということではないと、整合性がとれないと思うのです。

そういうことはあるのですが、一番の問題は、やっぱり合意形成をしていないということですよ。合意形成をしていないのに、あたかも何か論理をすり替えて、合意が成っているのだという前提で物事を進めていくのは極めて不誠実です。

知事会の事務局はまじめでないです。

会長は、そういう事務局をきちっと指導してもらわなければいけないです。

〔記者〕しかし、今回の瓦れきだけの改正内容も、恐らく知事会が300億拠出することを前提に、見込んででき上がっていると思うのです。その辺は、市民に影響を与えるおそれがあるのではないですか。

〔知事〕わかりません。

もし知事会が300億円拠出することを前提にして瓦れき処理の制度を設けるといふのであれば、それは内閣府が誤解をしているのでしょうか。錯覚でしょうね。

我々の300億円というのは、住宅本体を再建支援するということを前提にして計画された基金構想ですから、ですから、内閣府も、それならば住宅本体も対象にしようというのならば合うわけですよ。ところが、住宅本体を念頭に置いた基金を前提にして、瓦れきだけ支援しますよということ、それは全くはずが合わないでしょう。

〔記者〕誤解に基づいたとはいえ、それで効果がなくなってきたら、0.1歩の前進と知事がおっしゃられたのが、0歩、全く前に進まないことになってしまうのではないですか。

〔知事〕だから、その0.1歩に対応する、それに必要かつ十分な基金はどれぐらいかということをもう一回議論したらどうですか、大至急議論したらどうですかということ、ずっと主張しているわけです。

せっかくなら0.1歩がまった方がいいですから、私もそう思います。けれども、0.1歩のために全歩の基金を造成するというのは、はずが全く合わないですよ。地方の方は全面的に到達点まで進む基金を用意しようとしていたわけですよ。政府の方は0.1歩ですから。

〔記者〕0.1歩に見合う額でいいじゃないかということですね。

〔知事〕そうです。0.1歩に対応する。

【記者】だから、300億にするのであれば、政府も住宅本体を含めた決定にすべきだし、もし政府決定が瓦れきだけだったら、0.1歩分の基金を。

【知事】0.1歩に対応する基金でいいでしょう。

【記者】地方の負担もそれでいいじゃないかと。

【知事】0.1歩に対応する場合も300億要ると言われるから、それは幾ら何でもいいかげんじゃないですかと。

【記者】その辺は知事会の方でもう一回議論したらいいと。

【知事】そうです。

【記者】今回、知事と知事会事務局の意思が乖離されているとおっしゃった、その理由は。

【知事】知事会事務局は、やっぱりもっと意識改革してもらわなければいけませんね。我々も随分早いうちから企画部を通じて知事会には問題の指摘をして、警鐘も鳴らしているのですけれども。だから、実は今日に始まった話ではないのです。

【記者】今後の話し合いの中で、万が一300億という額がそのまま残るようなことになった場合は、知事としてはどういうふうな対応を考えられますか。

【知事】ですから、そのプロセスが重要です。これからどういうプロセスを経ていくか。今の状態のままだったら、合意形成していませんから、基金構想というのは宙に浮いたままになるでしょうね。

そうすると、さっき言われたように、政府の方は0.1歩の案をつくった。知事会の基金構想というのは宙に浮いたままよということになるから、全く突合しなくなりますよ。

政府の方が全面的に住宅本体の再建支援をするというのなら、それはそれでいいですけども、なかなか難しいでしょうから、そうならないとすれば、政府案の方は0.1歩。だったら、こちらの知事会の方も0.1歩に対応する基金構想を再構築する、そのプロセスは要ります。それがなかったら、物事は何も進まないでしょう。

【記者】それが例えば知事会の話し合いの中で、知事御自身が納得いくようなものにならなかった場合は。

【知事】納得いかなかったら、私が納得いかないのに予算は出せないし、私が納得いかないのに仮に予算を出しても、議会が納得しないでしょう。どこの議会だってそうだと思いますよ。

知事会でいいかげんなあまいな決定したからといって、全く審議もしないまま予算を認めるほど、今地方財政は楽ではないと思いますよ。どこの県でも。

法律で決まって支出を義務づけられているわけではないですから、それぞれ各県の議会がちゃんと予算を審議するわけですから、各県の予算の審議に耐えられるような内容でないといけませんよ。そのためには、やっぱり首長自身がちゃんと知事会で議論をして、本当にこれは必要だということを自身が納得しなければいけないですよ。それでないと予算案を出せませんよ。

平成16年2月2日(月)

住宅再建基金について

【記者】住宅再建支援制度のことです。私も知事会の事務局に電話で問い合わせさせていただいたのですが、去年の10月の申し合わせの時に、住宅とそれに限らず今の制度のやり方でもその300億円で理解を得られているはずだという回答だったのですが。

【知事】それは全くそうです。

だれが言っていましたか。そういういいかげんなことを言う人は、ちゃんとたださなければいけないです。ここで言いにくければ、後で教えてください。

知事会の事務局がそういういいかげんなことを言うようだったら、ちゃんときちんと始末をしなければいけないですね。

住宅本体に再建支援をするという前提で300億円を集めようとしたのです。瓦れきでもいい、何でもいから300億円集めようなどと、そういういいかげんなことをしたはずはないです。だれが言っていたか、ちゃんと教えてください。

【記者】瓦れきなどの周辺対策なら枠をもう一度見直すべきだということを言われていましたが、事務局のかたは、法案自体に一人最高額200万円という数字は変わっていないから、300億円の枠で分相金を要請していると言われましたけれども。

【知事】それは論理のすえかえです。

仮に数字上、計算上そうなるにしても、ちゃんと手順を踏まなければいけないです。

合意のプロセスというのは重要です。住宅本体の再建支援で300億円集めようということのみで合意したのです。結果的に住宅本体という一番重要で、かつ象徴的だった部分についての支援がなくなっているわけです。今の政府の案では、それだったら、どうしますかということをもう一回やらなければいけないです。

たまたま政府案の瓦れき処理にだって200万円ぐらいつくのだから、まあまあいいじゃないかと。つじつまは計算上何となく、ぴったりとは言わないまでも合うのではないかとというのは、実にいいかげんなやり方です。そんなのはまやかします。

瓦れきだったら、そんな基金まで積まなくてもいいじゃないかと。起きたときに、政府が半分、当該地方団体が半分出したらいいじゃないかと。そう考えてあるのです。現にうちの鳥取県版の基金などは、住宅本体の再建支援のために今基金を積んでいるわけです。瓦れき処理だとか周辺の部分はあるかもしれませんが。いろんなことがあるかもしれないけれども、それはそのときまた、みんなで工面すればいいのではないですかというそういう前提のもとでやっているわけですから、いろんな考え方があると思います。

とにかく何か、どういふわけかたたくに、基金は300億積まなければいけないのだというふうに思い込んでいる人たちがいて、どんな事情があるのかと思うのです。知事会の人たちは、何をだれと約束しているのだらうかと。

そんな人にうそをついたり、まやかしを言ったりしてまで何を守ろうとしているのですか。だれが言っていましたか、教えてください。

【記者】知事のおっしゃる本体というところで、私もちょっとおかしいなと思ったのですが、事務局は今回の制度の中にローンの利子補給がある

と。ローンの利子補給というのは解釈によっては本体と取れるのではないかというような事をおっしゃっているのです。それと、300億円をもし拠出できなければ、この制度がどうなるかわからないと事務局のかたがおっしゃっていましたが、それについてどう思われますか。

【知事】ローンの利子補給ですか。利子補給が本体の再建支援と同じだということなら、論陣張たらないですよ。みんなから笑われるでしょうけれども。

だれがそんなばかなことを言っているのですか。本当に小役人的なことを平気で言うのです。もう1つ、何でしたか。

【記者】もし、300億円拠出できなければ、この制度がどうなるか知りませんよと。

【知事】だったら、そんな意見も踏まえて、どうしますかということを変更して議論したらいいじゃないですか。何も議論しないで、ふっとすり替えてしまつて、とにかく300億円集めようなどというのは、だまし討ちですよ。

もうちょっと透明度を高くして、公明正大に物事を決めていくということ、知事会も習わないといけませんね。霞が関の悪い部分を凝縮していますよ、事務局が。姑息で平気で論理のすり替えし、まやかしを言い、ご都合主義で、言い逃れをして、あんなのはいけません。

皆さん、どう思いましたか。いろいろ事務局に取材されたのでしょけれども、明快な納得できる答えが出てきましたか。

納得したのですか？ローンの利子補給は本体の再建支援と同じだというふうな。だったら、そう新聞に書いたら、読者の反響は大きいですよ。

【記者】あの発言以降、他県の知事から反応というのは来ていないのですか。

【知事】ないです。私もずっと缶詰で予算編成をやっていましたので。

【記者】今後、他県の知事に働きかけていかれる予定は。

【知事】今、他県の考え方を聞くようにしているのです。事務的にといいますが、事務的に進めていきますけれども、ちゃんと各県の知事さんの考えを聞いた上で、教えてくださいというのを。

【記者】知事会の方でも、各都道府県の知事にアンケート調査をなさっていると思うのですが、その内容についてはあまり期待されていないのですか。

【知事】内容自体が、まやかしの内容なのです。

一番肝心な住宅本体の再建は対象外になりましたけれども、それでも当初の予定どおり、予定どおりというのは、住宅本体の再建支援を前提にして300億円集めるといって、予定どおり300億円を集めることに賛成ですかどうですかということをお聞きしなければいけないのです。

だから、それをアンケートなどに入れるべきですよという話をアドバイスしているのですけれども、絶対入れないですね、おもしろいですね。

だから、しょうがないから、鳥取県は補完的にアンケートをしようとしているのですけれども。

【記者】そのアンケートと言われたのは、大規模にたくさんの人を相手に考えられているのですか。

【知事】鳥取県を除いて46県です。

知事会も今のようなことをやっていたら、石原都知事さんでなくても、みんな不信任を持ちますよ。私も石原さんの気持ちが最近よくわかるようになりました。

【記者】アンケートはいつ頃まとまるのでしょうか。

【知事】 どうでしょうか、ちょっと後で聞いてみたいと思いますけれども、そんなに時間はかからないと思います。

【記者】2月中には郵送なりで送られて回答を求められるのでしょうか。

【知事】 そんなにかからないと思いますけれども、いずれにしても、こんな財政の厳しいときに、多分鳥取県が予定されている拠出金が一番少ないと思うのですけれども、それでも2億を上回っているわけです。

今あれも削り、これも削りやっていると、わけのわからないお金を2億何千万予算に計上して、議会に出して、「これはどうしても出さなければいけないのですか」と言われて、「さあどうでしょうか、知事会で何となく決まったのです」と、「住宅再建の本体の方はどうなのですか、それはいいのですが、何か瓦れきのために出すことになったらしいです」とか言って、そんなことで通るはずがないですよ、ちゃんとした議会なら。

今のような状態で各県が予算計上されるのかどうか知りませんが、それで予算を出したら、随分おやうで、地方財政は財政危機だなんて多分おやうでしょうし、議会の予算の審議なんて何もしていないということが図らずも証明されることになるだろうなと思って、興味深く見ようと思っているのですけれども、うちの議会はそんなのは通りませんよ。ちゃんとした議会では、そういう議会に、そういういかげんなものを出せません。だから、私は一生懸命言っているのです。今の知事会のやり方を見ると、各県とも説明責任が果たせませんよと。

私のところは、当然説明責任を果たせないから、予算には計上していません。ほかの県が唯々諾々と計上して、それが議会がいつも簡単に通るのだったら、どういうことかなと。財政に余剰があったら、議会は審議をしないということになるのでしょうかということですよ。皮肉っぽく言えば。

平成16年11月22日(月)

災害復興支援のあり方について

【記者】三位一体改革が進む中で、今後国の災害支援のあり方とかどのように変わっていくべきか、どのようにあるべきだとお考えでしょうか。

【知事】 いろいろありますけど、鳥取県西部地震の経験を踏まえて言いますと、今までの国というか、行政の災害復興支援というのは土木中心、ハード中心なのです。

それは当然必要なのです、今回を見ても、土砂崩れでダムや堤防のようなものができて、その集落が水没したとか、それをどうやって復旧しますかといったら、すぐれてこれは土木工学的な分野ですよ。道路の崩壊にしてもそうです、がけ崩れをとめるのもそうです。

だからそれは当然なのですけれども、それに比して被災者を直接ケアする、被災者に直接向き合うという面での災害対策というのがやっぱりおく

れているというのを私は鳥取県西部地震のときに思いました。

その一つ凝縮されたのが住宅復興支援でして、道路とかがけ崩れ、道路を直したり橋をかけ直したりするところには制度が本当に完璧なほどできているわけです、あとは時間との戦いなのです。

ところが、目の前にいる被災者の皆さんが今何に悩んでいて、どう手を差し伸べればいいのかということ、これはいろんなことがあるのですけれども、そういうことをきちんと受けとめて、それに対して財政面でもちゃんと手当てができるような、そういう仕組みがやっぱり不十分なのです。とかくそういう部分でトラブルが起きて時間がかるのです。

例えば避難所で今、いろんなものが必要になってくる。時々刻々変わってくる。弁当にしてもそうだし、それから寒くなるとストーブだとかカイロだとか簡易トイレだとか、いろんなものが必要になってきます。それから屋根を覆うビニールシートだとか、多種多様な要求があるわけです。それをなるべく早く調達して供給をするということが一番重要なのです。

ところが、そういうところに限って、だれが負担するのかとか、補助金があるのかなのかとか、そういう話になって現場でちゅうちょするのです。

本当してあげなければいけないと、これは、ビニールシートも調達してあげなければいけないと。だけ自分ホームセンターに頼んできたのはいいけど、後で請求書はだれが決済するのだろうか。県だろうか、町だろうか、市だろうか、個人だろうか。そうすると、そういう危ない橋に、職員が問題意識を持っていても乗り出せないということがあつたのです。そういう面での法的な整備というか、ルールづくりというものが著しく遅れていると思います。

鳥取県西部地震の場合には、とにかくそんなことは後で決めよう、私が責任持ちますと、当時、どう責任とつたらいいのかよくわかりませんでしたけど、とにかく職員の皆さんには絶対迷惑かけないから、あなたは、財政問題とか責任問題は私が責任を持って県で始末をするか、市町村の皆さん、市町村長さんと話をつけるから、心置きなく必要なものは全部調達して送りなさいということをしたのです。

そうすると、みんな一生懸命生き生きやってくれるのです。そうすると早いのです。それがないと、やっぱり自分はしたくないなと、自分が注文したくないなと、こうなるのです。

だから、ルールをつくるのが一番いいと思います。ルールがないのだったら、トップがちゃんと判断して責任を持って処理をするという、そういうことが必要だと思います。

住宅の問題もその最たるものでして、道路やがけ崩れとか、そういういわゆるパブリック、個人のものではないということがパブリックだと政府は言うのですけど、そういうものに対してはふんだんに財政は投入するのです。

それはそれでありがたいことだと思いますけれども、個人のもの、だけ被災者が一番望んでいるものに対しては実に冷淡なのです。このギャップをどう考えるのかということです。生活をする拠点については極めて冷淡。生活軽視なのではないでしょうか。

個人の財産に税金投入しないと言うけど、農地の災害復旧なんかには相当、個人財産であっても財政資金を投入するのですよ。だけ住宅はだめ。なぜか。生産の財産にはいいけれども、生活の財産にはだめという、こういうやっぱり理念があるのでしょうか。こういうのを変えていかなければいけないと思います。

被災した人はやっぱり農地よりも住宅ですよ、

まずは、とりあえずは。

その辺の被災した当事者の皆さんの意識と、それから財政をつかさどっている人たちの意識の間に大きなずれがあります。

自分で考えたいと思うのです。やっぱり農地も気になりますよ、水漏れしていないかなとか。だけ今、寒くて凍えそうなときに、やっぱり農地よりも住宅ですよ。災害復旧というのは何のためにするのかといたら、いろいろありますけど、やっぱり目の前にいる被災者の皆さんの不安をいかに早く解消してあげるか、できるだけもとの生活に近い状態に戻してあげるかというのが一番の眼目でないといけません。

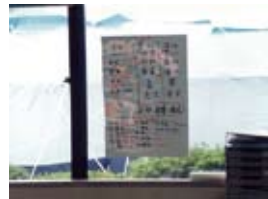
そこがほとんど欠落して、道路とか橋とかがけとか、そういうところを最重点でやるというのが今の我が国の災害復旧対策の基本なのです。これをやっぱり改めなければいけないと思います、バランスをとらなければいけないと思います。

ともすれば被災者の願いは捨象してしまって、この際、いままちづくりをしようと、全部倒れてしまったのだから、この際、全部クリアランスで、いままちづくりをしてしまいたいような発想が出てくるのですよ。それもそのあらわれだと思いますけど、被災者はみんな、もとに戻りたいのですよ、本当は。

【記者】三位一体改革を進めていく中で、そういった部分の整備とかルールづくりをしていくということですか。

【知事】 三位一体とは関係ないことはありませんけれども、これは、災害復旧の問題は国の重要な施策ですから、国と県、市町村、そういうところで一緒にあって、この意識を改めていくということが必要だと思います、制度を改めていく。

国だけではなくて、やっぱり多くの県なんかもそういうところがあるのですよ。災害といたら土木部の職員がダアッと出て行く。本当は福祉の職員がダアッと出て行くでないといけません。まあ、両方がどつと出ていくということでないといけませんと思うのです。



平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌
平成19年2月発行

編集・発行 鳥取県防災局防災危機管理課
印刷・製本 勝美印刷株式会社

資料提供（五十音順）

- 株式会社朝日新聞社
- 株式会社産業経済新聞社
- 株式会社新日本海新聞社
- 株式会社毎日新聞社
- 株式会社読売新聞大阪本社
- 社団法人共同通信社



CD-ROM「平成12年鳥取県西部地震」記録集 (平成15年3月作成)収録データ一覧

区分	資料名	発行元	発行年月
鳥取県発行資料	平成12年鳥取県西部地震の記録	鳥取県防災危機管理課	平成13年10月
	平成12年鳥取県西部地震震災体験記録	鳥取県防災危機管理課	平成13年10月
	米子震災フォーラム	鳥取県防災危機管理課	平成13年3月
	「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会 ～西部地震を乗り越えて～	鳥取県防災危機管理課	平成14年3月
	鳥取県西部地震」2周年県民大会 報告書	鳥取県防災危機管理課	平成15年3月
	鳥取県西部地震に伴う公共土木施設の地震災害復旧事例集	米子地方県土整備局、日野総合事務所 県土整備局	平成14年4月
	鳥取県西部地震による道路橋被災に関する調査委託業務報告書	鳥取県土木部、米子土木事務所	平成13年2月
	被災宅地危険度調査状況	鳥取県都市計画課	—
	鳥取県西部地震速報	鳥取県土木部	—
	鳥取県西部地震資料	鳥取県中部県民局	—
	被害状況（溝口家畜保健所）	鳥取県畜産課	—
	鳥取県営工業団地液状化対策 検討委員会報告書及び別冊	鳥取県企業局	平成13年3月
	鳥取県西部地震による被害状況 企業局技術職員研修	鳥取県企業局	平成12年12月
	鳥取県西部地震記録集	鳥取県教育委員会	平成13年3月
	鳥取県西部地震関係資料	鳥取県警察本部	—
	2000年鳥取県西部地震 ～保健相談活動とメンタルヘルス～	鳥取県立精神保健福祉センター	平成13年10月
	被災者生活再建支援についてのご案内 「応急危険度判定時の写真」	鳥取県 鳥取県建築課	平成12年10月 —
	国発行資料	鳥取県西部地震 災害報告書	日本道路公団中国支社
鳥取県西部地震 災害報告書 ダイジェスト版		日本道路公団中国支社	平成13年3月
震災復旧工事労働災害防止 「ゼロ災55」推進大会		鳥取労働局	平成12年11月
災害復旧支援に携帯電話機等を貸出し等実施		総務省中国総合通信局	平成12年10月
鳥取県西部地震政府所有食料等被害状況		広島食料事務所鳥取事務所	—
鳥取県西部地震 資料		鳥取地方気象台	平成12年10月
日野川工事事務所		日野川工事事務所	—
被害状況		大篠津郵便局	—
国土地理院時報 2001		国土地理院	—
自衛隊発行資料	資料	自衛隊鳥取地方連絡部	—
	資料	陸上自衛隊第8普通科連隊	—
	災害派遣資料	航空自衛隊第3輸送航空隊	—
調査研究機関発行資料	弓ヶ浜半島液状化対策 研究会報告書	弓ヶ浜半島液状化対策研究会	平成13年3月
	鳥取県西部地震による水道被害とその影響調査	鳥取大学工学部	平成13年5月
	鳥取県西部地震による災害に関する調査研究	京都大学防災研究所	平成13年3月
	節杭を用いた建物の調査報告書	(株) ジオトップ	平成12年12月
	港湾施設地震被害解析調査委託報告書（概要版）	(財) 沿岸開発技術研究センター	平成13年7月
	鳥取県西部地震被災調査報告書	建設コンサルタンツ協会中国支部	平成12年11月
	鳥取県西部地震災害調査報告書	島根大学（鳥取西部地震災害調査団）	平成13年5月
	なみふる No.23 2000年度地震特集	(社) 日本地震学会	平成13年1月
	鳥取県西部地震における液状化被害（論文）	中電技術コンサルタント	平成13年8月
	検証・2000年鳥取県西部地震 (4)被災域の防災対応	愛知淑徳大学現代社会学部教授 太田裕、 鳥取大学工学部教授 西田良平	—

区分	資料名	発行元	発行年月
市町村・消防局等 発行資料	鳥取県西部地震記録集	米子市	平成14年1月
	平成12年鳥取県西部地震 境港市の記録	境港市	平成14年3月
	鳥取県西部地震記録集 西伯町の記録	西伯町	平成14年3月
	鳥取県西部地震 2000.10.6 日野町の災害・復興への記録	日野町	平成13年11月
	2000年10月6日 鳥取県西部地震震災報告書	米子市水道局	平成13年7月
	鳥取県西部地震の概要と検証 資料	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 鳥取県市長会	平成12年12月 —
	鳥取県西部地震 安来市の記録	安来市	平成14年3月
	鳥取県西部地震関係資料	安来市能義郡消防組合消防本部	—
	広報ひの H12.10月号 No.561	日野町	—
	広報ひの H12.11月号 No.562	日野町	—
	平成12年鳥取県西部地震の記録	溝口町	平成15年1月
	被災された方への米子市からのお知らせ (各種支援制度について)	米子市	—
	電気・通信・ 鉄道事業者発行資料	鳥取県西部地震復旧記録	中国電力(株) 鳥取支店
鳥取県西部地震鉄道復旧記録誌		西日本旅客鉄道(株) 米子支社	平成13年10月
鳥取県西部地震の被害と復旧状況 智頭急行		NTT-Neomeit 東中国 智頭急行	平成12年10月 —
医療機関発行資料	鳥取県西部地震への対応について 地域病院のめざす坂の上の雲 —震災、その時わたしは—	日本赤十字社鳥取県支部 日野病院	平成13年3月 平成13年10月
	鳥取県西部地震 被災者支援活動報告 こころのけんこう	鳥取県臨床心理士会 鳥取県精神保健福祉協会	平成14年3月 平成13年3月
	ボランティア関係 発行資料	鳥取県西部地震災害ボランティア活動の概要	鳥取県社会福祉協議会ボランティアセン ター
災害ボランティア		米子市ボランティア協議会	—
報道記事	新聞スクラップ	毎日新聞	平成12年10 ~平成14年10月
	新聞スクラップ	朝日新聞	—
個人提供資料	写真		—
	自治会資料 (PDF)	陰田自治会	平成12年10月
	自治会資料 (PDF)	安倍自治会	平成12年12月
その他資料	「元気いっぱい!鳥取県」キャンペーン事業	(社) 鳥取県観光連盟	—
	写真	(社) 鳥取県警備業協会	—
	鳥取県西部地震被災状況の概要	日本下水道事業団大阪支社鳥取工事事 務所	—
	対応状況及びアンケート調査	(社) 鳥取県建築士会	—
	街 ing	鳥取県住宅供給公社	平成13年4月
	鳥取県西部地震対応記録誌	(社) 鳥取県建築士事務所協会	平成13年3月
	被災状況調査報告一覧表及び防災活動	西伯町商工会	—
	下水道協会誌	(社) 日本下水道協会	平成14年6月
H13自由研究鳥取県西部地震について	境小学校 4年梅組 松本崇	—	

このデータは、「平成12年鳥取県西部地震ホームページ」にも掲載されています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/seibujisin/>



鳥取県